

第十一条

車両の運転者は、常に車両の速度を制御していかなければならず、また適切かつ慎重な方法で運転しなければならない。運転者は、状況により必要とされるとき、特に見とおしがきかないときは、徐行し、又は停止しなければならない。

第十二条

1 運転者は、行き違うとき又は追い越されるときは、自己が進行する方向に適応した側の車道の端にできる限り寄らなければならない。

2 運転者は、追い越すときは、当該国で実施されている規則に従い、追い越される車両又は動物の左側又は右側を通行しなければならない。この規定は、路面電車及び道路上の列車並びに山間道路には適用しないことがある。

2 運転者は、車両又は付添人のいる動物と接近する場合には、次のことを守らなければならない。
(a) 行き違うときは、反対の方向からくる車両又は付添人のいる動物の通行に十分な余地を残すこと。
(b) 追い越されるときは、自己が進行する方向に適応した側の車

道の端にできる限り寄り、加速しないでいること。

3 追い越そうとする運転者は、危険を伴うことなく追い越すため十分な余地があり、かつ、前方の見とおしが十分にきくことを確認しなければならない。追い越した後は、運転者は、追い越された車両、歩行者又は動物の進行を妨げないことを確認した上で、当該国で実施されている規則に従つて右側又は左側に車両をもどさなければならない。

4 運転者は、左折し又は右折するに先づて、次のことを守らなければならない。
(a) 他の道路使用者に危険を及ぼすことなく左折し又は右折すること。
(b) 左折し又は右折する意思を表わす適切な合図をすること。
(c) 自己が進行する方向に適応した側に左折し又は右折しようとするとときは、できる限り車道のその側の端に寄ること。

5 運転者は、三差路、十字路その他の交差点又は踏切に接近するときは、事故を防止するため特に注意を払わなければならない。

2 道路又は道路の区間にについては、交差点において優先通行権を与えることができる。この優先権は、標識によつて示すものとし、運転者は、そのよろな道路又は道路の区間に接近したときは、当該

第三条

3 2の規定が適用されていない交差点における優先通行権については、附録書二の拘束を受ける国においては、同附録書の規定を適用する。

4 運転者は、左折し又は右折するに先づて、次のことを守らなければならない。

5 運転者は、事故を防止するために必要なすべての注意を払つた後で運転者は、車両又は動物から離れておかなればならない。

6 運転者は、車両又は動物から離れておかなればならない。

7 運転者は、車両又は動物は、車両の右側に、一個は車両の左側に備えなければならない。

8 運転者は、前面に二個の白色燈を備えること。

9 運転者は、前面に備える一又は二以上の白色燈の点燈装置とは別個の装置により、又は、車両が短く構造上可能なときは、同一の装置によつて点燈することができない。

10 運転者は、前面に備える赤色燈は、前面に白色燈のうち一個は車両の右側に、一個は車両の左側に備えなければならない。

11 運転者は、前面に備える赤色燈は、前面に白色燈のうち一個は車両の右側に、一個は車両の左側に備えなければならない。

12 運転者は、前面に備える赤色燈は、前面に白色燈のうち一個は車両の右側に、一個は車両の左側に備えなければならない。

13 運転者は、前面に備える赤色燈は、前面に白色燈のうち一個は車両の右側に、一個は車両の左側に備えなければならない。

14 運転者は、前面に備える赤色燈は、前面に白色燈のうち一個は車両の右側に、一個は車両の左側に備えなければならない。

15 運転者は、前面に備える赤色燈は、前面に白色燈のうち一個は車両の右側に、一個は車両の左側に備えなければならない。

16 運転者は、前面に備える赤色燈は、前面に白色燈のうち一個は車両の右側に、一個は車両の左側に備えなければならない。

17 運転者は、前面に備える赤色燈は、前面に白色燈のうち一個は車両の右側に、一個は車両の左側に備えなければならない。

18 運転者は、前面に備える赤色燈は、前面に白色燈のうち一個は車両の右側に、一個は車両の左側に備えなければならない。

19 運転者は、前面に備える赤色燈は、前面に白色燈のうち一個は車両の右側に、一個は車両の左側に備えなければならない。

20 運転者は、前面に備える赤色燈は、前面に白色燈のうち一個は車両の右側に、一個は車両の左側に備えなければならない。

自転車又は二輪の自動車(側車付きのものを除く。)以外の車両が

前面に白色燈一個のみを備えているときは、その白色燈は、反対の方向からの交通に近い側に備えておかなればならない。

21 運転者は、前面に二個の白色燈を備えること。

22 運転者は、前面に備える一又は二以上の白色燈の点燈装置とは別個の装置により、又は、車両が短く構造上可能なときは、同一の装置によつて点燈することができない。

23 運転者は、前面に備える赤色燈は、前面に白色燈のうち一個は車両の右側に、一個は車両の左側に備えなければならない。

24 運転者は、前面に備える赤色燈は、前面に白色燈のうち一個は車両の右側に、一個は車両の左側に備えなければならない。

25 運転者は、前面に備える赤色燈は、前面に白色燈のうち一個は車両の右側に、一個は車両の左側に備えなければならない。

26 運転者は、前面に備える赤色燈は、前面に白色燈のうち一個は車両の右側に、一個は車両の左側に備えなければならない。

27 運転者は、前面に備える赤色燈は、前面に白色燈のうち一個は車両の右側に、一個は車両の左側に備えなければならない。

28 運転者は、前面に備える赤色燈は、前面に白色燈のうち一個は車両の右側に、一個は車両の左側に備えなければならない。

29 運転者は、前面に備える赤色燈は、前面に白色燈のうち一個は車両の右側に、一個は車両の左側に備えなければならない。

30 運転者は、前面に備える赤色燈は、前面に白色燈のうち一個は車両の右側に、一個は車両の左側に備えなければならない。

31 運転者は、前面に備える赤色燈は、前面に白色燈のうち一個は車両の右側に、一個は車両の左側に備えなければならない。

32 運転者は、前面に備える赤色燈は、前面に白色燈のうち一個は車両の右側に、一個は車両の左側に備えなければならない。

33 運転者は、前面に備える赤色燈は、前面に白色燈のうち一個は車両の右側に、一個は車両の左側に備えなければならない。

34 運転者は、前面に備える赤色燈は、前面に白色燈のうち一個は車両の右側に、一個は車両の左側に備えなければならない。

35 運転者は、前面に備える赤色燈は、前面に白色燈のうち一個は車両の右側に、一個は車両の左側に備えなければならない。

36 運転者は、前面に備える赤色燈は、前面に白色燈のうち一個は車両の右側に、一個は車両の左側に備えなければならない。

37 運転者は、前面に備える赤色燈は、前面に白色燈のうち一個は車両の右側に、一個は車両の左側に備えなければならない。

38 運転者は、前面に備える赤色燈は、前面に白色燈のうち一個は車両の右側に、一個は車両の左側に備えなければならない。

3 燐火及び反射器は、車両の存在を他の道路使用者に明示することを確保するものでなければならぬ。

4 締約国又はその下部機構は、通常の安全状態を保障するためすべての措置を執ることを条件として、次の車両についてこの条の規定を適用しないものとすることができる。

(a) 特殊な目的のため又は特殊な条件の下に使用される車両

(b) 特殊な形体又は種類の車両

(c) 十分に照明されている道路に停止している車両

(d) 第十二条4(d)の規定は、国内法令に別段の定めがあるときは、自転車の運転者には、適用しない。

(e) 自転車の運転者は、車両に自己牽引させてはならない。

(d) 第十二条4(d)の規定は、国内法令に別段の定めがあるときは、自転車の運転者には、適用しない。

(e) 自転車の運転者は、車両に自己牽引させてはならない。

第三章 標識及び信号機

第十七条

1 方式の確一性を確保するため、締約国の道路に設置される道路標識及び信号機は、できる限りその国において採用されているものに限定されなければならない。新たに標識の採用が必要な場合には、

この章の規定は、トロリーバスに適用する。

2 自転車の運転者は、自転車道を使用する義務が国内法令によ

り定められ、又はその義務が適

当な標識により表示されている

場合には、自転車道を使用しなければならない。

(b) 自転車の運転者は、状況により必要とされるときは、一列で

進行しなければならず、また、国内法令に定める特別の場合を除くは、自転車を三台以上並列させて車道を進行してはならない。

3 警戒標識は、道路使用者に警告を適切に与えるため、表示されている障害の存する場所から十分な距離を置いて設置しなければならない。

4 標識の目的に關係がなく、かつ、標識を見にくくし又は性格を変えるおそれのある掲示を正規の標識につけることは、禁止しなければならない。

5 正規の標識と混同され、又はその判讀を一層困難にするおそれのあるすべての標示板及び掲示を設置することは、禁止しなければならない。

6 正規の標識と混同され、又はその判讀を一層困難にするおそれのあるすべての標示板及び掲示を設置することは、禁止しなければならない。

7 正規の標識は、少なくともその後面の特定の標板上又は車両自体の後面に、権限のある当局が付与した登録番号を表示しなければならない。

8 正規の標識は、少なくともその後面の特定の標板上又は車両自体の後面に、権限のある当局が付与した登録番号を表示しなければならない。

9 正規の標識は、少なくともその後面の特定の標板上又は車両自体の後面に、権限のある当局が付与した登録番号を表示しなければならない。

10 正規の標識は、少なくともその後面の特定の標板上又は車両自体の後面に、権限のある当局が付与した登録番号を表示しなければならない。

11 正規の標識は、少なくともその後面の特定の標板上又は車両自体の後面に、権限のある当局が付与した登録番号を表示しなければならない。

12 正規の標識は、少なくともその後面の特定の標板上又は車両自体の後面に、権限のある当局が付与した登録番号を表示しなければならない。

13 正規の標識は、少なくともその後面の特定の標板上又は車両自体の後面に、権限のある当局が付与した登録番号を表示しなければならない。

14 正規の標識は、少なくともその後面の特定の標板上又は車両自体の後面に、権限のある当局が付与した登録番号を表示しなければならない。

15 正規の標識は、少なくともその後面の特定の標板上又は車両自体の後面に、権限のある当局が付与した登録番号を表示しなければならない。

16 正規の標識は、少なくともその後面の特定の標板上又は車両自体の後面に、権限のある当局が付与した登録番号を表示しなければならない。

17 正規の標識は、少なくともその後面の特定の標板上又は車両自体の後面に、権限のある当局が付与した登録番号を表示しなければならない。

18 正規の標識は、少なくともその後面の特定の標板上又は車両自体の後面に、権限のある当局が付与した登録番号を表示しなければならない。

19 正規の標識は、少なくともその後面の特定の標板上又は車両自体の後面に、権限のある当局が付与した登録番号を表示しなければならない。

20 正規の標識は、少なくともその後面の特定の標板上又は車両自体の後面に、権限のある当局が付与した登録番号を表示しなければならない。

21 正規の標識は、少なくともその後面の特定の標板上又は車両自体の後面に、権限のある当局が付与した登録番号を表示しなければならない。

22 正規の標識は、少なくともその後面の特定の標板上又は車両自体の後面に、権限のある当局が付与した登録番号を表示しなければならない。

号又は製作者の一連番号、最初の登録の日付並びに登録証書の発給申請者の氏名及び住所を記載した登録証書を発給するものとする。

3 締約国は、反証がない限り、前

4 標識の目的に關係がなく、か

つ、標識を見にくくし又はその性

格を変えるおそれのある掲示を正規の標識につけることは、禁止しなければならない。

5 正規の標識は、少なくともその後面の特定の標板上又は車両自体の後面に、権限のある当局が付与した登録番号を表示しなければならない。

6 正規の標識は、少なくともその後面の特定の標板上又は車両自体の後面に、権限のある当局が付与した登録番号を表示しなければならない。

7 正規の標識は、少なくともその後面の特定の標板上又は車両自体の後面に、権限のある当局が付与した登録番号を表示しなければならない。

8 正規の標識は、少なくともその後面の特定の標板上又は車両自体の後面に、権限のある当局が付与した登録番号を表示しなければならない。

9 正規の標識は、少なくともその後面の特定の標板上又は車両自体の後面に、権限のある当局が付与した登録番号を表示しなければならない。

10 正規の標識は、少なくともその後面の特定の標板上又は車両自体の後面に、権限のある当局が付与した登録番号を表示しなければならない。

11 正規の標識は、少なくともその後面の特定の標板上又は車両自体の後面に、権限のある当局が付与した登録番号を表示しなければならない。

12 正規の標識は、少なくともその後面の特定の標板上又は車両自体の後面に、権限のある当局が付与した登録番号を表示しなければならない。

13 正規の標識は、少なくともその後面の特定の標板上又は車両自体の後面に、権限のある当局が付与した登録番号を表示しなければならない。

14 正規の標識は、少なくともその後面の特定の標板上又は車両自体の後面に、権限のある当局が付与した登録番号を表示しなければならない。

15 正規の標識は、少なくともその後面の特定の標板上又は車両自体の後面に、権限のある当局が付与した登録番号を表示しなければならない。

16 正規の標識は、少なくともその後面の特定の標板上又は車両自体の後面に、権限のある当局が付与した登録番号を表示しなければならない。

17 正規の標識は、少なくともその後面の特定の標板上又は車両自体の後面に、権限のある当局が付与した登録番号を表示しなければならない。

18 正規の標識は、少なくともその後面の特定の標板上又は車両自体の後面に、権限のある当局が付与した登録番号を表示しなければならない。

19 正規の標識は、少なくともその後面の特定の標板上又は車両自体の後面に、権限のある当局が付与した登録番号を表示しなければならない。

に關して独立の単位を構成する領域を示すものでなければならぬ。自動車が一又は二以上の被牽引車を牽引している場合には、この識別記号は、その被牽引車又は最後部の被牽引車の後面にも表示しなければならない。

2 識別記号の構成及びその表示の方法は、附屬書四に定めるとおりとする。

3 自動車及び被牽引車は、附屬書五に定める証明記号をつけていなければならない。

4 自動車及び被牽引車は、附屬書五に定める証明記号をつけていなければならない。

5 自動車及び被牽引車は、機能が良好でなければならぬ。また、運転者、同乗者又は道路上の人に危険を及ぼし、又は公私財産に損害を及ぼすことないように整備されなければならない。

6 自動車及び被牽引車は、機能が良好でなければならぬ。また、運転者、同乗者又は道路上の人に危険を及ぼし、又は公私財産に損害を及ぼすことないように整備されなければならない。

7 自動車及び被牽引車は、機能が良好でなければならぬ。また、運転者、同乗者又は道路上の人に危険を及ぼし、又は公私財産に損害を及ぼすことないように整備されなければならない。

8 自動車及び被牽引車は、機能が良好でなければならぬ。また、運転者、同乗者又は道路上の人に危険を及ぼし、又は公私財産に損害を及ぼすことないように整備されなければならない。

9 自動車及び被牽引車は、機能が良好でなければならぬ。また、運転者、同乗者又は道路上の人に危険を及ぼし、又は公私財産に損害を及ぼすことないように整備されなければならない。

10 自動車及び被牽引車は、機能が良好でなければならぬ。また、運転者、同乗者又は道路上の人に危険を及ぼし、又は公私財産に損害を及ぼすことないように整備されなければならない。

11 自動車及び被牽引車は、機能が良好でなければならぬ。また、運転者、同乗者又は道路上の人に危険を及ぼし、又は公私財産に損害を及ぼすことないように整備されなければならない。

12 自動車及び被牽引車は、機能が良好でなければならぬ。また、運転者、同乗者又は道路上の人に危険を及ぼし、又は公私財産に損害を及ぼすことないように整備されなければならない。

13 自動車及び被牽引車は、機能が良好でなければならぬ。また、運転者、同乗者又は道路上の人に危険を及ぼし、又は公私財産に損害を及ぼすことないように整備されなければならない。

14 自動車及び被牽引車は、機能が良好でなければならぬ。また、運転者、同乗者又は道路上の人に危険を及ぼし、又は公私財産に損害を及ぼすことないように整備されなければならない。

15 自動車及び被牽引車は、機能が良好でなければならぬ。また、運転者、同乗者又は道路上の人に危険を及ぼし、又は公私財産に損害を及ぼすことないように整備されなければならない。

16 自動車及び被牽引車は、機能が良好でなければならぬ。また、運転者、同乗者又は道路上の人に危険を及ぼし、又は公私財産に損害を及ぼすことないように整備されなければならない。

17 自動車及び被牽引車は、機能が良好でなければならぬ。また、運転者、同乗者又は道路上の人に危険を及ぼし、又は公私財産に損害を及ぼすことないように整備されなければならない。

18 自動車及び被牽引車は、機能が良好でなければならぬ。また、運転者、同乗者又は道路上の人に危険を及ぼし、又は公私財産に損害を及ぼすことないように整備されなければならない。

19 自動車及び被牽引車は、機能が良好でなければならぬ。また、運転者、同乗者又は道路上の人に危険を及ぼし、又は公私財産に損害を及ぼすことないように整備されなければならない。

20 自動車及び被牽引車は、機能が良好でなければならぬ。また、運転者、同乗者又は道路上の人に危険を及ぼし、又は公私財産に損害を及ぼすことないように整備されなければならない。

21 自動車及び被牽引車は、機能が良好でなければならぬ。また、運転者、同乗者又は道路上の人に危険を及ぼし、又は公私財産に損害を及ぼすことないように整備されなければならない。

22 自動車及び被牽引車は、機能が良好でなければならぬ。また、運転者、同乗者又は道路上の人に危険を及ぼし、又は公私財産に損害を及ぼすことないように整備されなければならない。

23 この条の規定は、トロリーバスに適用する。

の対象となつてゐるもの、新たな試験を受けることなく、自國の道路において運転することを認めるものとする。

締約国又はその下部機構の道路を通行することを認められる車両の最大寸法及び最大重量は、国内法令の定めるところによる。地域的協定の当事国が指定し、又はそのような協定がない場合において締約国が指定する道路においては、許容最大寸法及び許容最大重量は、附屬書七に定めるとおりとする。

この条の規定は、トロリーバスに適用する。

約国内において、その運転免許証の発給の対象となつてゐる種類の自動車を、新たな試験を受けることなく、運転することができる。
5　国内運転免許証及び国際運転免許証の使用は、その発給の条件が満たされなくなつたことが明らかであるときは、認めないことがで
きる。

転者が当該締約国の法令によれば運転免許の取消し又はその効力の停止の対象となるような交通法規の違反を犯した場合に限り、その運転者による前記の運転免許証の使用を禁止することができる。この場合には、運転免許証の使用を禁止した締約国又はその下部機構は、当該運転免許証を差し出さ

特に、その者が附屬書十に定める
様式に合致した国際運転免許証を
携行することを要求することがで
きる。

れた自動車交通に関する国際条約
又は千九百四十三年十二月十五日
にワシントンで署名のため開放さ
れた全米自動車交通の規制に関する
条約の規定に基づいて国際交通
を認められ、かつ、当該条約に基
づき必要とされる書類を所持する
運転者は、この条の条件を満たす
ものとみなす。

せ、使用禁止の期間が満了する時、又はその所持者が当該締約国の領域から退去する時のいずれか早い方の時までこれを保管することができ、また、当該運転免許証にその使用禁止について記載し、かつ、その運転免許証を発給した当局に当該運転者の氏名及び住所を通知することができる。

第二十五条

第七章 最終規定

第二十七条

1 この条約は、すべての国際連合加盟国並びに千九百四十九年にジユネーヴで開催された道路輸送及び自動車輸送に関する国際連合会議に出席するよう招請されたすべての国による署名のため、千九百四十九年十二月三十一日まで開放しておく。

2 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託するものとする。

3 この条約は、千九百五十年一月一日以後は、1に規定する国でこの条約に署名しなかつたものによる加入のため、及び国際連合の経済社会理事会が、決議により、加入の資格を有するものと宣言する他のすべての国による加入のため、開放しておく。この条約は、また、国際連合を施政権者とする

第六章 國際交規における自転車に適用する規定 第二十六条

第七章 最終規定

第二十七条

2 締約国は、状況が許すときは、
自國が國際關係について責任を有する領域にこの条約の適用を及ぼすために必要な措置をできる限りすみやかに執ることを約束する。
ただし、憲法上の理由により必要があるときは、その領域の政府の同意を得ることを条件とする。

3 1の規定に基づき自國が國際關係について責任を有するいずれかの領域にこの条約を適用する旨を宣言した国は、その後いつでも、事務総長にあてた通告により、その通告に掲げる領域へのこの条約の適用を終止する旨を宣誓することができる。この条約は、その後の日から一年を経過した後、その領域への適用を終止す

（信託統治地のたぐにされるか）
のため、開放しておく。

4 加入は、加入書を国際連合事務
総長に寄託することにより行なう
ものとする。

第二十八条

1 いかななる國も、署名、批准若し
くは加入の際に、又はその後いつ
でも、国際連合事務総長にあてた
通告により、自國が国際関係につ
いて責任を有する領域の全部又は
一部にこの条約を適用する旨を宣
言することができる。この条約の
規定は、事務総長がその通告を受

第二十九条

この条約は、五番目に寄託される批准書又は加入書の寄託の日の後三十日目の日に効力を生ずる。前記のこの条約を批准し又はこれに加入する国については、この条約は、その批准書又は加入書の寄託の後三十日目の日に効力を生ずる。

国際連合事務総長は、署名国及び加入国並びに道路輸送及び自動車輸送に関する国際連合会議に出席するよう招請された旨のものにより要請されたときは、改正案を審議するための締約国会議に送付する。

2 事務総長は、会議の招集が次の正案を審議するための締約国会議を招集する。

(a) この条約の附屬書以外の部分に関する改正案については、締約国の中なくとも四分の一

(b) 附屬書(附屬書一及び附屬書二を除く。)に関する改正案については、締約国の中なくとも三分の一

(c) 附屬書一及び附屬書二について、改正が提案されている附屬書の拘束を受ける国の中なくとも三分の一

(d) 附屬書一及び附屬書二の改正を除く。)を採択するにあたり、その改正を受諾しない旨の宣言を行なつた締約国でその改正が効力を生じた後十二箇月の期間内にそれを受諾しないものはその改正の性格にからんが前記の期間が経過した時にこの条約の当事国であることを終止することを、三分の一の多数票により、決定することができる。

4 会議は、この条約の改正(附屬書一及び附屬書二の改正を除く。)を採択するにあたり、その改正を受諾しない旨の宣言を行なつた締約国でその改正が効力を生じた後十二箇月の期間内にそれを受諾しないものはその改正の性格にからんが前記の期間が経過した時にこの条約の当事国であることを終止することを、三分の一の多数票により、決定することができる。

5 締約国の三分の一の多数が、1 正案の本文は、国際連合事務総長に輸送に関する国際連合会議に出席するよう招請されたもの及び参加するところが望ましいと国際連合の経済社会理事会により認められたものをも招請する。

6 附屬書一及び附屬書二の改正並びに4の規定に基づく決定が行なわれなかつた改正に関し、その改正について3の宣言を行ない又は

約国について効力を生ずる。ただし、その改正が効力を生ずる前にその改正を受諾しない旨を宣言する締約国については、この限りでない。

7 改正について3の宣言を行ない又は5の規定に基づて異議を申し入れた締約国については、現行の規定が、引き続き効力を有する。

1 に規定する国に通告する。(a) 第二条1の規定に基づてこの条約の適用について附屬書一若しくは附屬書二又はその双方を除外する旨の締約国の宣言

案を拒否することに賛成する旨の事務総長は、さらに、改正案を、締約国以外の国で道路輸送及び自動車輸送に関する国際連合会議に出席するよう招請されたものに送付する。

2 事務総長は、会議の招集が次のものにより要請されたときは、改正案を審議するための締約国会議を招集する。

(a) この条約の附屬書以外の部分に関する改正案については、締約国の中なくとも四分の一

(b) 附屬書(附屬書一及び附屬書二を除く。)に関する改正案については、締約国の中なくとも三分の一

(c) 附屬書一及び附屬書二について、改正が提案されている附屬書の拘束を受ける国の中なくとも三分の一

(d) 附屬書一及び附屬書二の改正を除く。)を採択するにあたり、その改正を受諾しない旨の宣言を行なつた締約国でその改正が効力を生じた後十二箇月の期間内にそれを受諾しないものはその改正の性格にからんが前記の期間が経過した時にこの条約の当事国であることを終止することを、三分の一の多数票により、決定することができる。

4 会議は、この条約の改正(附屬書一及び附屬書二の改正を除く。)を採択するにあたり、その改正を受諾しない旨の宣言を行なつた締約国でその改正が効力を生じた後十二箇月の期間内にそれを受諾しないものはその改正の性格にからんが前記の期間が経過した時にこの条約の当事国であることを終止することを、三分の一の多数票により、決定することができる。

5 締約国の三分の一の多数が、1 正案の本文は、国際連合事務総長に輸送に関する国際連合会議に出席するよう招請されたもの及び参加するところが望ましいと国際連合の経済社会理事会により認められたものをも招請する。

6 附屬書一及び附屬書二の改正並びに4の規定に基づく決定が行なわれなかつた改正に関し、その改正について3の宣言を行ない又は

案を拒否することに賛成する旨の事務総長は、さらに、改正案を、締約国以外の国で道路輸送及び自動車輸送に関する国際連合会議に出席するよう招請されたものに送付する。

2 事務総長は、会議の招集が次のものにより要請されたときは、改正案を審議するための締約国会議を招集する。

(a) この条約の附屬書以外の部分に関する改正案については、締約国の中なくとも四分の一

(b) 附屬書(附屬書一及び附屬書二を除く。)に関する改正案については、締約国の中なくとも三分の一

(c) 附屬書一及び附屬書二について、改正が提案されている附屬書の拘束を受ける国の中なくとも三分の一

(d) 附屬書一及び附屬書二の改正を除く。)を採択するにあたり、その改正を受諾しない旨の宣言を行なつた締約国でその改正が効力を生じた後十二箇月の期間内にそれを受諾しないものはその改正の性格にからんが前記の期間が経過した時にこの条約の当事国であることを終止することを、三分の一の多数票により、決定することができる。

4 会議は、この条約の改正(附屬書一及び附屬書二の改正を除く。)を採択するにあたり、その改正を受諾しない旨の宣言を行なつた締約国でその改正が効力を生じた後十二箇月の期間内にそれを受諾しないものはその改正の性格にからんが前記の期間が経過した時にこの条約の当事国であることを終止することを、三分の一の多数票により、決定することができる。

5 締約国の三分の一の多数が、1 正案の本文は、国際連合事務総長に輸送に関する国際連合会議に出席するよう招請されたもの及び参加するところが望ましいと国際連合の経済社会理事会により認められたものをも招請する。

6 附屬書一及び附屬書二の改正並びに4の規定に基づく決定が行なわれなかつた改正に関し、その改正について3の宣言を行ない又は

第三十条

この条約は、締約国間の関係に於て、千九百二十六年四月二十四日にパリで署名された自動車交通に関する国際条約及び道路交通に関する国際条約並びに千九百四十三年十二月十五日にワシントンで署名された全米自動車交通の規制に関する条約を終了させ、かつ、これらの諸条約に代わるものとする。

第三十一条

1 いずれの締約国も、この条約の改正を提案することができる。改正案の本文は、国際連合事務総長に通報されるものとし、事務総長は、これをすべての締約国に送付し、かつ、次のいずれかの旨を述べた回答を四箇月以内に行なうよう要請する。

(a) 改正案を審議するため会議を開催することを希望する旨
(b) 会議を開催することなく改正案を採択することに賛成する旨
(c) 改正案を審議することを希望する旨
(d) 会議を開催することなく改正案を採択することに賛成する旨

この条約は、締約国間の関係に於て、千九百二十六年四月二十四日にパリで署名された自動車交通に関する国際条約及び道路交通に関する国際条約並びに千九百四十三年十二月十五日にワシントンで署名された全米自動車交通の規制に関する条約を終了させ、かつ、これらの諸条約に代わるものとする。

第三十二条

1 いずれの締約国も、この条約の改正を提案することができる。改正案の本文は、国際連合事務総長に通報されるものとし、事務総長は、これをすべての締約国に送付し、かつ、次のいずれかの旨を述べた回答を四箇月以内に行なうよう要請する。

(a) 改正案を審議するため会議を開催することを希望する旨
(b) 会議を開催することなく改正案を採択することに賛成する旨
(c) 改正案を審議することを希望する旨
(d) 会議を開催することなく改正案を採択することに賛成する旨

この条約は、締約国間の関係に於て、千九百二十六年四月二十四日にパリで署名された自動車交通に関する国際条約及び道路交通に関する国際条約並びに千九百四十三年十二月十五日にワシントンで署名された全米自動車交通の規制に関する条約を終了させ、かつ、これらの諸条約に代わるものとする。

第三十三条

1 いずれの締約国も、この条約の改正を提案することができる。改正案の本文は、国際連合事務総長に通報されるものとし、事務総長は、これをすべての締約国に送付し、かつ、次のいずれかの旨を述べた回答を四箇月以内に行なうよう要請する。

(a) 改正案を審議するため会議を開催することを希望する旨
(b) 会議を開催することなく改正案を採択することに賛成する旨
(c) 改正案を審議することを希望する旨
(d) 会議を開催することなく改正案を採択することに賛成する旨

この条約は、締約国間の関係に於て、千九百二十六年四月二十四日にパリで署名された自動車交通に関する国際条約及び道路交通に関する国際条約並びに千九百四十三年十二月十五日にワシントンで署名された全米自動車交通の規制に関する条約を終了させ、かつ、これらの諸条約に代わるものとする。

第三十四条

1 この条約のいかなる規定も、締約国が、対外的又は国内的な安全の保障のために必要であると認める措置の実施に於て、緊急事態においてのみ、執ることを妨げるものと解してはならない。

(a) 第二十九条の規定に基づいて、この条約の改正の拘束を受けた国が、この条約の改正の拘束を受けた他の国に於て、緊急事態においてのみ、執ることを妨げるものと解してはならない。

この条約のいかなる規定も、締約国が、対外的又は国内的な安全の保障のために必要であると認める措置の実施に於て、緊急事態においてのみ、執ることを妨げるものと解してはならない。

第三十五条

1 国際連合事務総長は、第二十九条、第三十一条1、3及び5並び

(a) 第二十九条の規定に基づいて、この条約の改正の拘束を受けた他の国に於て、緊急事態においてのみ、執ることを妨げるものと解してはならない。

第三十六条

1 この条約のいかなる規定も、締約国が、対外的又は国内的な安全の保障のために必要であると認める措置の実施に於て、緊急事態においてのみ、執ることを妨げるものと解してはならない。

第三十七条

1 この条約のいかなる規定も、締約国が、対外的又は国内的な安全の保障のために必要であると認める措置の実施に於て、緊急事態においてのみ、執ることを妨げるものと解してはならない。

(四) 附屬書四の規定に従つてい
ずれかの国が行なう識別記号に
関する通告

2 この条約の原本は、事務総長に
寄託するものとし、事務総長は、
その認証謄本を第二十七条に規
定する国に送付するものとする。

3 事務総長は、この条約が効力を
生じた時にこれを登録する権限を
有する。

以上の証拠として、下名の代表
は、その全権委任状を示し、それが
良好妥当であると認められた後、こ
の条約に署名した。

千九百四十九年九月十九日にジ
ネーヴで、ひとしく正文である英語
及びフランス語により本書一通を作
成した。

アフガニスタン
アルゼンティン
オーストラリア
オーストリア
ベルギー
ヘルマン・ダーレン
ペルジル
ボリヴィア
ブルガリア
ビルマ

白ロシア・ソヴィエト社会主義共
和国

カナダ
チリ
中国
コロンビア
コスタ・リカ
キューバ
チエッコスロバキア
デンマーク
K・バング
A・ブロム・アンデルセン
T・F・フランコ
T・F・フランコ
インド
N・ラガヴァン・ピライ
パキスタン
パナマ
トルコ
ウクライナ・ソヴィエト社会主義
共和国

エクアドル
エジプト
A・K・サフワット
エル・サルバドル
エティオピア
フィンランド
フランス
リュシアン・エベール
附屬書六(b)の規定に従
い、この
条約の適用について附屬書二を
排除して
V・オウトラタ
千九百四十九年十一
月二十八日

イラク
アイルランド
イスラエル
M・カハニ
M・ルバルスキ
イタリア
M・エンリコ・メリーニ
レバノン
(批准を条件として)
J・ミカウイ
リベリア
ルーマニア
サウディ・アラビア
ブルトガル
ポーランド
イラン

イラン
ロドルフォ・マスログ
第二条の規定に従つて
行なつたこの条約の適用に
ついて附屬書一を排除する
旨の宣言を条件として
ペル

フィリピン
ロドルフォ・マスログ
第二条の規定に従つて
行なつたこの条約の適用に
ついて附屬書一を排除する
旨の宣言を条件として
ペル

スウェーデン
イエースタ・ハル
第二条の規定に従つて
行なつたこの条約の適用に
ついて附屬書一を排除する
旨の宣言を条件として
スイス
ハイセンブルグ
R・ロジュラン
メキシコ
オランダ
J・J・オーエンス
ニュー・ジーランド
ニカラグア
ノールウェー
ニカラグア
ノールウェー
スイス
ハイセンブルグ
ロベル・ブリュメ
ボール・ゴットレ
タイ
シリヤ
トルコ
トランスクジルダン
パキスタン
パナマ
トルコ
ウクライナ・ソヴィエト社会主義
共和国

第二条の規定に従つて
行なつたこの条約の適用に
ついて附屬書一を排除する
旨の宣言を条件として
スイス
ハイセンブルグ
ロベル・ブリュメ
ボール・ゴットレ
タイ
シリヤ
トルコ
トランスクジルダン
パキスタン
パナマ
トルコ
ウクライナ・ソヴィエト社会主義
共和国

衆議院会議録第三十一号 道路交通に関する条約の締結について承認を求めるの件外一件
昭和三十九年五月二十六日

の夜間においてその前方の道路を三十メートル(百フィート)の距離まで、他の道路使用者(交通工具の方向のいかんを問わない。)を迷惑させることなく、必要に応じ十分に照明することができる二個の白色又は黄色のそれ達い燈を前面に備えなければならぬ。

すれ違い燈は、他の道路使用者を迷惑させることのない照明が必要とされ又は義務づけられるすべての場合において、走行燈の代わりに使用しなければならない。

(c) 二輪の自動車(側車付きのものを含む)は、(a)及び(b)の規定にそれぞれ適合する少なくとも一個の走行燈及び一個のすれ違い燈を備えなければならない。ただし、総排気量が五十立方センチメートル(三・〇五立方インチ)以下の原動機を有する二輪の自動車については、この義務を免除することができる。

二輪の自動車(側車付きのものを除く)以外の自動車は、二個の白色の車幅燈を前面に備えなければならない。これらの車幅燈は、晴天の夜間ににおいてその前方五百十メートル(五百フィート)の距離から確認することができるものでなければならぬ。他の道路使用者を迷惑させないものでなければならぬ。

これらの車幅燈の照明部のうち車両の中心面から最も遠い部分は、車両の最外側にできる限

(d) 車幅燈は、夜間、その使用が義務づけられているすべての場合において点燈していなければならず、また、それ違ひ燈の昭明部のいかなる部分も車両の最外側から四百ミリメートル（十六インチ）以内にないときは、それ違ひ燈と同時に点燈していなければならない。

(e) 自動車及び連結車両の最後端にある被牽引車は、晴天の夜間ににおいてその後方百五十メートル（五百フィート）の距離から確認することができる少なくとも一個の赤色燈を後面に備えなければならない。

(f) 自動車又は被牽引車の後面の登録番号は、晴天の夜間ににおいて後方二十メートル（六十五フィート）の距離から識別ししるよう^ルに照明されることができなければならない。

(g) 赤色の尾燈及び後面の登録番号燈は、車幅燈、それ違ひ燈又は走行燈のいずれとともに同時に点燈していなければならない。

(h) 二輪の自動車（側車付きのものを除く。）以外の自動車は、二個の赤色の反射器（なるべく三角形以外の形のもの）を後面に備えて、おいて両側の対称な位置に備えなければならぬ。それぞれの反射器の車両の外側に近い外縁部は、車両の最外側にできる限り近くなければならない。それぞれの

場合にも、車両の最外側から四百ミリメートル(十六インチ)以内になければならない。これらの反射器は、赤色の尾燈が前記の条件に適合する場合には、その赤色の尾燈に組み込むことができる。これらの反射器は、二個の走行燈により照明された場合に、晴天の夜間において少なくとも百メートル(三百二十五フィート)の距離から確認することができるものでなければならぬ。

(1) 二輪の自動車(側車付きのものを除く。)は、一個の赤色の反射器(なるべく三角形以外の形のもの)で、(2)にいう確認についての条件に適合するものを、赤色の尾燈に組み込んで又は別個に、後面に備えなければならぬ。

(2) 被牽引車及び分節車両は、二個の赤色の反射器(なるべく三角形のもの)を後面において両側の対称な位置に備えなければならない。これらの反射器は、二個の走行燈により照明された場合に、晴天の夜間において少なくとも百メートル(三百十五フィート)の距離から確認することができるものでなければならない。

反射器の形が三角形である場合には、その三角形は、一辺が少なくとも百五十ミリメートル(六インチ)の正立の正三角形でなければならない。それぞれの反射器の車両の外側に近い頂点は、車両の最外側にできる限り

(1) 二輪の自動車以外の自動車及び連続車両の最後部にある被牽引車は、少なくとも一個の赤色又は橙色の制動燈を後面に備えなければならない。この制動燈は、自動車の常用制動装置を作した際に点燈するものでなければならぬ。この制動燈が赤色であり、かつ、赤色の尾燈に組み込まれ又はこれと兼用されるときは、その光度は、赤色の尾燈の光度より大きくなればならない。牽引する車両の制動燈の後方からの確認が可能であるよう大きな大きさの被牽引車又はセミトレーラは、制動燈を備えることを要しない。

(i) 自動車が方向指示器を備えているときは、その方向指示器は、次のいずれかのものでなければならない。

(ii) 車両の両側から外方に突出する可動腕木で、その腕木が水平の位置にあるときは光度が変化しない橙色の燈火によつて照らされるもの

(iii) 車両の前面及び後面の両側に取りつけられた燈火で、周期的に点滅し又は光度が増減するもの

(四) 方向指示器を除くほか、いかなる燈火も、周期的に点滅し又は光度が増減するものであつてはならない。

(五) 車両が同一の目的に使用される二以上の燈火を備える場合に於ては、それらの燈火は、同色のものでなければならず、側車付きの二輪の自動車における場合を除くほか、そのうちの二個は、車両の中心面に對して対称的位置になければならない。

(六) 二以上の燈火がそれぞれこのⅡの關係規定に適合するときは、それらの燈火を同一の燈火装置に組み込むことができる。

その他の条件

(a) かじ取装置

自動車は、容易に、迅速に、かつ、確實に自動車を転回させることができるもの堅牢なかじ取装置を備えなければならない。

(b) 後写鏡

自動車は、運転者がその席から車両の後方の道路を確認することができるような位置に、適當な大きさの少なくとも一個の後写鏡を備えなければならない。ただし、この規定は、二輪の自動車（側車付きのものを含む。）には、適用しない。

自働車は、十分な音響を發する少なくとも一個の警音器を備えなければならない。ただし、警音器

昭和三十九年五月二十六日 様議院会議録第二十一号

	この運転免許証で運転することができる車両
A	二輪の自動車（側面行きのものを含む）。身体障害者用車両及び货车に於ける乗員が 400 キログラム（900 ポンド）をこえない二輪の自動車
B	乗用に供され、運転者席のほかに 8 人分をこえない座席を有する自走車又は貨物輸送の用に供され、許容最大重量が 3,500 キログラム（7,700 ポンド）をこえない自動車。この種類の自動車には、軽量の被牽引車を連結することができる。
C	貨物輸送の用に供され、許容最大重量が 3,500 キログラム（7,700 ポンド）をこえる自動車。この種類の自動車には、軽量の被牽引車を連結することができる。
D	乗用に供され、運転者席のほかに 8 人分をこえる座席を有する自動車。この種類の自動車には、軽量の被牽引車を連結することができる。
E	運転者が免許を受けた B、C 又は D の自動車に軽量の被牽引車以外の被牽引車を連結した車両

内側のページ

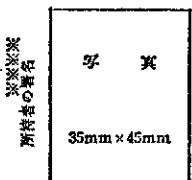
発給国の権限のある当局の備考欄（定期更新を含む。）

車両の「許容最大重量」とは、運行することができる状態にある車両の重量及びその最大積載量の和をいう。

「最大積載量」とは、車両の登録国の権限のある当局が宣言した積載物の重量の限度をいう。

「軽量の被牽引車」とは、許容最大重量が 750 キログラム（1,650 ポンド）をこえない被牽引車をいう。

1. 氏	_____
※	_____
2. 名	_____
※※	_____
3. 生年月日及び出生地	_____
_____	_____
4. 住所	_____
_____	_____
_____	_____
_____	_____
_____	_____
5. 発給当局	_____
6. 発給地	_____
7. 有効期限	_____
第 一 号	_____
当局の署名	_____



住 所 の 変 更	_____
_____	_____
年月日	_____
署名	_____
_____	_____
年月日	_____
署名	_____
_____	_____
年月日	_____
署名	_____
発給国の権限のある当局が附記する事項	

※ 父又は夫の姓を併記することができる。

※※ 又は発給当日におけるおよその年齢

※※※ 判明している場合

※※※※ 又は所持者のぼ印

附属書十

国際運転免許証の様式

寸法 縦一四八ミリメートル

横一〇五ミリメートル

色彩 奏紙 灰色

各ページ 白色

第一ページ及び第二ページは、発給国の一つは二以上の国語で作成する。

最終ページは、フランス語で作成する。

国際運転免許証の追補ページには、最終ページの第一部の本文を他の言語で記載する。追補

ページは、次の言語で作成する。

(2) 発給国の法令で定める言語

(b) 國際連合の公用語

(c) 発給国が任意に選択する最大限六のその他の言語

運転免許証の各国の言語による本文については、各政府が、自國の言語による公定訳文を国際連合事務総長に通知するものとする。

記入事項は、ラテン文字又はいわゆる英國風の筆記体文字で記載する。

昭和三十九年五月二十六日 衆議院会議録第三十二号 道路交通に関する条約の締結について承認を求めるの件外一件

第一ページ(表紙)

(国名)

国際自動車交通
国際運転免許証

の道路交通に関する条約

発給地 _____

発給年月日 _____



当局の署名若しくはシール

又は

当局から権限を委された団体の署名若しくはシール

第二ページ(表紙の裏面)

この運転免許証は、すべての締約国の領域（これを発給する締約国の領域を除く）において、発給の日から一年間、この運転免許証の最終ページにおいて特定する種類の車両の運転について有効とする。

〔締約国名表（任意）のための空欄〕

この運転免許証は、その所持者が自己の旅行する各国において施行されている居住又は職業に関する法令を遵守する義務にいかなる影響をも及ぼさないものとする。

(号外) 報官

(第二部)

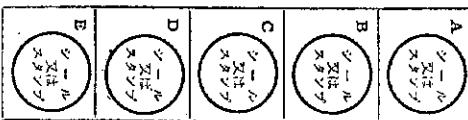
最終へ

1	_____
2	_____
3	_____
4	_____
5	_____
写 真	

所持者の署名 没落無

(国名)

- I. _____
 II. _____
 III. _____
 IV. _____
 V. _____
 VI. _____
 VII. _____
 VIII. _____



(第一部)

運転者に関する事項

この運転免許證で運転することができる車両
二輪の自動車（側車付きのものを含む。）、身体障害者用車両及び空車状態における重量が400キログラム（900ポンド）をこえない三輪の自動車

乗用に供され、運転者席のはかに8人分をこえない座席を有する自動車又は貨物輸送の用に供され、許容最大重量が3,500キログラム（7,700ポンド）をこえない自動車。この種類の自動車には、重量の被牽引車を連結することができる。

貨物輸送の用に供され、許容最大重量が3,500キログラム（7,700ポンド）をこえる自動車。この種類の自動車には、重量の被牽引車。この種類の自動車には、重量の被牽引車を連結することができる。

乗用に供され、運転者席のはかに8人分をこえる座席を有する自動車。この種類の自動車には、重量の被牽引車を連結することができる。

運転者が免許を受けたB、C又はDの自動車に重量の被牽引車以外の被牽引車を連結した車両

車両の「許容最大重量」とは、運行することができる状態にある車両の重量及びその最大積載量の和をいう。最大積載量とは、車両の登録上の標識のある当面が宣言した荷物の重量の限度をいう。

「荷重被牽引車」とは、許容最大重量が750キログラム（1,650ポンド）をこえない被牽引車をいう。

この運転免許證の所持者は、_____（国名）における運転を次の理由により禁止される。

当番の シールド又は スタンド	場所 年月日	除外 (I-IIIの国)
署名		
上の欄がすでに使用されているときは、他の除外欄を使用するものとする。		

※ 父又は夫の姓を併記することができる。
 ※※ 判明している場合
 ※※※ 又は発給当日におけるおよその年齢
 ※※※※ 又は所持者のぼく印

自家用自動車の一時輸入に関する
通関条約の締結について承認を求
めるの件

右は本院において承認することを議
決した。

よつて国会法第八十三条により送付
する。

昭和三十九年四月十五日

参議院議長 重宗 雄三殿

衆議院議長 船田中殿

自家用自動車の一時輸入に関する
通關條約の締結について承認を
求めるの件

自家用自動車の一時輸入に関する
通關條約の締結について、日本国憲
法第七十三条第三号ただし書の規定
に基づき、国会の承認を求める。

自家用自動車の一時輸入に関する
通關條約

締約国は、

国際旅行の発展を容易にする」とと
を希望し、

千九百四十九年八月二十三日から
九月十九日までジ・ユ・ネーヴで開催さ
れた道路輸送及び自動車輸送に関する
国際連合会議により採択され、千
九百四十九年九月十九日にジ・ユ・ネーヴ
で署名のため開放された道路交通
に関する条約の目的を考慮して、
条約を締結することに決定し、次
の規定を協定した。

(b) 「車両」とは、文脈により異なつ
た意味に解釈しなければならない
を理由として課されるすべての租
税をいう。

第一章 定義

この条約の適用上、

(a) 「輸入税」とは、関税その他輸入

(c) 「自家用」には、報酬、謝礼その他の物質的利益を得て行なう人の輸送及び有償又は無償で行なう産業上又は商業上の貨物の輸送を含まない。

(d) 「一時輸入書類」とは、輸入税の徴収並びに保証又は供託がされていることを示す通関用の書類をいう。

(e) 「者」とは、文脈により異なる意味に解釈しなければならない場合を除くほか、自然人及び法人をいう。

第三

一時輸入を認められる車両の通常
の燃料タンク内にある燃料について
は、輸入税の徵収並びに輸入禁止及
び輸入制限の適用を受けない輸入が
認められるものとする。この場合に
おいて、通常の燃料タンクとは、當
該車両の型式に適合するよう製作
者によつて設計された燃料タンクを
いうものと了解される。

第六

第六条 1 各締約国は、自國が定める保證があり、かつ、自國が定める条件が満たされているときは、國際團體に加盟している團体その他の團体に対し、この條約に定める一時輸入書類を直接に又は対応する團体を通じて發給する権限を与えることができる。

第八名

5. 名綱の国は、要請があるたまに、
は、自國の領域について効力を有
する一時輸入書類（この条約に附
属書に定める様式の一時輸入書類
を除く。）のひな形を他の締約国に
提供しなければならない。

第四章 一時輸入書類の記載

事項

第八条

権限を与えたられた団体が発給する
一時輸入書類は、一時輸入を認めら
れる車両を所有する者又はこれを占
有し若しくは管理する者の名義で作
成するものとする。ただし、当該車
両が賃貸されたものである場合に
は、前記の一時輸入書類は、賃借人
の名義で作成するものとする。

卷之三

1 各締約国は、自國が定める保証があり、かつ、自國が定める条件が満たされているときは、國際團体に加盟している團体その他の團体に対し、この条約に定める一時輸入書類を直接に又は対応する團体を通じて發給する権限を与えることができる。

2 一時輸入書類は、一の國（又は關稅領域）について、又は二以上の國（又は關稅領域）について効力を有するものとし、その様式は、この条約の附屬書一に定める標準様式に合致するものでなければならぬ。

3 一時輸入書類の有効期間は、發給の日から一年をとてはならない。

4 第七条

1 すべての締約國又は二以上の締約國の領域について効力を有する一時輸入書類は、「通關手帳」といふるものとし、その様式は、この条約の附屬書一に定める標準様式に合致するものでなければならぬ。

2 通關手帳が一又は二以上の領域について効力を有しないときは、發給團体は、當該通關手帳の表紙及び輸入証票にその旨を表示しなければならない。

3 一の締約國の領域についてのみ効力を有する一時輸入書類は、この条約の附屬書二又は附屬書三に定める標準様式のいづれに合致するものとすることができる。締約國は、また、その法令に従つて他時輸入書類を除くほか、一時輸入書類の有効期間は、各締約國が自國の輸入書類を用いることができる。

4 権限を与えられた團体が第六条に定めるところにより發給する一時輸入書類を除くほか、一時輸入書類の有効期間は、各締約國が自國の法令に従つて定めるものとする。

۱۰۸

5. 名綱の国は、要請があつたときは、
は、自國の領域について効力を有
する一時輸入書類(この条約の附
属書に定める様式の一時輸入書類
を除く。)のひな形を他の締約国に
提供しなければならない。

第四章 一時輸入書類の記載

事項

第八条 権限を与えたされた団体が発給する
一時輸入書類は、一時輸入を認めら
れる車両を所有する者又はこれを占
有し若しくは管理する者の名義で作
成するものとする。ただし、当該車
両が賃貸されたものである場合に
は、前記の一時輸入書類は、賃借人
の名義で作成するものとする。

第九条

1 一時輸入書類に記載する重量
は、車両の正味の重量とする。こ
の重量は、メートル法で表示する
ものとする。一の国についてのみ
効力を有する一時輸入書類の場合
には、その国の税關當局は、メー
トル法以外の方式を使用するもの
と定めることができる。

2 一の国についてのみ効力を有す
る一時輸入書類に記載する価額は、
は、その国の通貨の単位で表示す
るものとする。通関手帳に記載す
る価額は、当該通関手帳が発給さ
れる国の通貨の単位で表示する必
要とする。

3 車両の通常の備品である物品及
び工具は、一時輸入書類に特に記
載することを要しない。

車両の部分品（車輪、タイヤ、
チャーブ等）及び通常の備付品と
認められない附屬品（ラジオ受信
機、別個の一時輸入書類によつて
申告されない被牽引車、附屬の荷
物台等）は、必要な事項（重量、価
額等）とともに一時輸入書類に記
載しなければならず、また、その
国から輸出する際に提示しなけれ
ばならない。

いことができる。各締約国は、車両が貸付されたものである場合において濫用のおそれがあるときは、当該車両の輸入の際に一時輸入書類の名義人が立ち会うことなどを要求することができる。

1 の規定にかかわらず、締約国の税關当局は、特別の事情があり、かつ、その税關当局が認める条件が満たされているときは、輸入国に通常居住する者が一時輸入書類による担保の下に運行され、いる車両を運転することを、その者が一時輸入書類の名義人のために又はその名義人の指示に基づいて運転する場合には特に、認めることができる。

第五章 一時輸入の条件

第十二条 一時輸入書類に記載された車両は、輸入された時の状態と同一の状態（通常の損耗を考慮に入れるものとする。）において、その一時輸入書類の有効期間内に再輸出されなければならない。車両が貸付されたものである場合には、締約国は、税關当局は、一時輸入を認められた国から貸借人が出国する際にその車両が再輸入されることを要求する権利を有する。

2 再輸出の証明は、当該車両の二時輸入を認めた國の税關当局が正規の手続に従つて一時輸入書類に定施す輸出証印によつて行なわれる。

(a) 相当する輸入税の納付
(b) 一時輸入を認めた國の國庫
の無償の引渡し
(c) 稅關當局の監督の下に行なう
当事者の費用による滅却

2 一時輸入を認められた車両が差押え（私人の訴えに基づく差押えを除く。）を受けていたために再輸出することのできない場合には、その差押えの期間中は、一時輸入書類による担保の下に輸入された車両が税關當局により又は税關當局のためには差し押えられた場合に、は、その税關當局は、できる限り、その差押えについてその保証團体に通告しなければならず、また、執るうとする措置についてその保証團体に通報しなければならない。

3 保証團体が保証した一時輸入書類による担保の下に輸入された車両が税關當局により又は税關當局のためには差し押えられた場合には、その税關當局は、できる限り、その差押えについてその保証團体に通告しなければならず、また、執るうとする措置についてその保証團体に通報しなければならない。

施すことによつて行なうものとする。)を受けることを条件として、一時輸入書類の有効期間中、その一時輸入書類により担保される車両を必要な回数だけ輸入することができる。もつとも、一時輸入書類は、一の旅行に限り有効なものとすることができる。

この条約に定める条件に従つて用いられる一時輸入書類に対する証印であつて、税関事務所又はその支所について、税關手数料の納付を要しないものとする。

第六章 一時輸入書類の有効期間の延長及びその更新

第二十条

一時輸入を認められた車両が許された期限までに再輸出された旨の証明がない事実は、その車両が一時輸入書類の有効期間の満了の日から十四日以内に再輸出のために税關当局に提示され、かつ、再輸出の遲滞について正当な理由が示されたときは、考慮されないものとする。

第二十一条

各締約国は、他の締約国がこの条約の附屬書四に定める手続に従つて認めた通関手帳の有効期間の延長を有効なものと認めなければならぬい。

第二十二条

1 一時輸入書類の有効期間の延長の申請は、これを行なうことが不可抗力により不可能である場合を除くほか、当該一時輸入書類の有効期間の満了前に、権限のある税關当局に提出されるものとする。

権限を与えられた团体が一時輸入書類を発給した場合には、その有效期間の延長の申請は、その一時輸入書類を保証する团体により提出されるものとする。

2 一時輸入を認められた車両又は部分品を許された期限までに再輸

九三

この条約に定める条件に従つて用いられる一時輸入書類に対する証印であつて、税関事務所又はその支所の正規の執務時間中に施されるものについては、税關手数料の納付を要しないものとする。

第一回 第二章 一時輸入を認められた車両が許された期限までに再輸出された旨の証明がない事実は、その車両が一時輸入書類の有効期間の満了の日から十四日以内に再輸出のために税関当局に提示され、かつ、再輸出の遅滞について正当な理由が示されたときは、考慮されないものとする。

第二十一条

各締約国は、他の締約国がこの条約の附屬書四に定める手続に従つて認めた通関手帳の有効期間の延長を有効なものと認めなければならぬ。

第二十二条

1 一時輸入書類の有效期間の延長の申請は、これを行なうことが不

可抗力により不可能である場合を

除くほか、当該一時輸入書類の有効期間の満了前と、権限のある税

交其間の溝に、相向する形で、
関当局に提出されるものとする。

権限を与えた団体が一時輸入
審査と競合して陽合には、七の有

書類を発給した場合には、その有効期間の延長の申請は、その一時

輸入書類を保証する団体により提

出されるものとする。

部分品を許された期限までに再輸

び観光旅行のための通関手続に関する国際連合会議(以下「国際連合会議」といふ。)に出席するよう招請された他のすべての国による署名のため、千九百五十四年十二月三十日まで開放しておく。

2 この条約は、批准されなければならぬ。批准書は、国際連合事務総長に寄託するものとする。

第三十四条

1 この条約は、千九百五十五年一月一日以後は、第三十三条1に規定するすべての国及び国際連合経済社会理事会により加入するよう招請される他のすべての国による加入のため、開放しておく。この

条約は、また、国際連合を施政権者とする信託統治地域のためにさられる加入のため、開放しておく。

2 加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することにより行なうものとする。

第三十五条

1 この条約は、批准書又は加入書(留保が附されていないと第三十九条の規定に従つて承認された留保が附されていると問わない。)であつて十五番目に寄託されるものの寄託の日以後九十日目の日に効力を生ずる。

2 1に規定する十五番目の批准書又は加入書の寄託の日以後九十日目の日にこの条約は、その条約を批准し又はこれに加入する国については、この条約は、その國の批准書又は加入書(留保が附されていないと第三十九条の規定に従つて承認された留保が附されていると問わない。)に従つて承認された留保が附されていると問わない。)の寄託の日

の後九十日目の日に効力を生ずる。

第三十六条

1 この条約が効力を生じてから三年を経過した後は、いずれの締約国も、国際連合事務総長にてた通告により、この条約を廢棄することができる。

2 廉棄は、国際連合事務総長が廢棄の通告を受領した日の後十五箇月で効力を生ずる。

第三十七条

1 この条約は、その効力発生後ににおいて、十二箇月の期間を通じ引き続き締約国の数が八未満であるときは、効力を失うものとする。

第三十八条

1 いすれの国も、自國の批准書若しくは加入書の寄託の際に、又はその後いつでも、国際連合事務総長にあつた通告により、自國が国際関係について責任を有する領域の全部又は一部にこの条約を適用する旨を宣言することができる。

この条約は、通告(留保が附されていないものに限る。)を事務総長が受領した日の後九十日目の日、通告が第三十九条の規定に従つて効力を生じた日の後九十日目の日及びこの条約が当該国について効力を生ずる日のうち最もおそい日から、その通告に掲げる領域に適用される。

2 自國が国際関係について責任を負ういすれかの領域にこの条約を適用する旨を1の規定に基づいて宣言した国は、第三十六条の規定に従い、この条約を当該領域に

ついて別個に廢棄することができます。

第三十九条

1 最終議定書の署名前に行なわれたこの条約に対する留保は、国際連合会議の構成国の過半数により同意され、かつ、最終議定書に記録された場合には、承認されるものとする。

2 最終議定書の署名後に行なわれたこの条約に対する留保は、3から7までに定めるところにより署名国及び締約国の三分の一から異議の申入れがあつたときは、承認されないものとする。

第四十条

1 国際連合事務総長は、この条約に署名し、これを批准し、又はこれに加入しているすべての国に対し、いすれかの国が署名の時、批准書若しくは加入書の寄託の時又は第三十八条の規定に基づく通告の時に事務総長に提出した留保の全部又は一部にこの条約を適用する旨を宣言することができる。

この条約は、通告(留保が附されていないものに限る。)を事務総長が受領した日の後九十日目の日、通告が第三十九条の規定に従つて効力を生じた日の後九十日目の日及びこの条約が当該国について効力を生ずる日のうち最もおそい日から異議の申入れがあつたときは、留保は、承認されないものとする。事務総長は、自己が受領した留保をこの3に規定する国に通知する。

2 この条約に署名したがこれを批准していない国による異議の申入れは、その異議の申入れ及び留保の承認又は拒否をこの3に規定する国に通知する。

3 この条約が効力を生じてから三年を経過した後は、いずれの締約国も、国際連合事務総長にあつた通告により、この条約を検討するために会議を招集するよう要請することができる。事務総長は、この要請をすべての締約国に通告するものとし、その通告の日の後四箇月の期間内に締約国の半数以上がこの要請に同意する旨を事務総長に通告したときは、検討のための会議を招集するものとする。

4 この条約の解釈又は適用に関する二以上の締約国間の紛争は、できる限り、紛争当事国間で交渉により解決しなければならない。

5 紛争当事国であるいすれかの

3に規定する国にその旨を通報する。いすれの留保の本文も、いずれかの署名国がその署名の日の後三年以内にこの条約を批准しなかつたときは、3の規定にかかわらず、その国には送付されない。

6 留保を行なつた国は、その留保が3に定める手続により拒否された旨の3に規定する事務総長の通告の日から十二箇月の期間内に、その留保を撤回することができる。その場合には、批准書若しくは加入書又は第三十八条の規定に基づく通告は、撤回の日にその国について効力を生ずる。このようないくつかが行なわれるまでの間に、批准書若しくは加入書又は通告は、4の規定の適用によりその留保が承認される場合を除くほか、撤回が行なわれるまでの間に、批准書若しくは加入書又は通告は、4の規定の適用によりその留保が承認される場合を除くほか、

第四十一条

7 いすれの締約国も、留保を行なつた国に対してその留保の対象となつている規定の利益を享受することを要しない。この権利を行なつた国は、その旨を事務総長に通告しなければならず、事務総長は、これをすべての署名国及び締約国に通報する。

第四十二条

1 この条約の解釈又は適用に関する二以上の締約国間の紛争は、できる限り、紛争当事国間で交渉により解決しなければならない。

2 交渉により解決されない紛争

締約国の要請があつたときは、仲裁裁判官に付するものとし、そのため、紛争当事国間の合意により選定される一人又は二人以上の仲裁裁判官に付託するものとする。仲裁裁判官の要請があつた日から三箇月以内に紛争当事国が仲裁裁判官の選定について合意に達しないときは、いすれの紛争当事国も、決定のため当該紛争が付託される一人の仲裁裁判官を指名するよう国際司法裁判所長に要請することができる。

3 2の規定に基づいて任命された仲裁裁判官が行なう決定は、関係締約国について拘束力を有する。

第四十二条

1 この条約が効力を生じてから三年を経過した後は、いずれの締約国も、国際連合事務総長にあつた通告により、この条約を検討するために会議を招集するよう要請することができる。事務総長は、この要請をすべての締約国に通告するものとし、その通告の日の後四箇月の期間内に締約国の半数以上がこの要請に同意する旨を事務総長に通告したときは、検討のための会議を招集するものとする。

2 1の規定に基づつて会議を招集するときは、事務総長は、その旨をすべての締約国に通告し、かつ、これらの締約国に対し、会議で審議することを希望する提案を三箇月の期間内に提出するよう要請する。事務総長は、会議が開催される日の少なくとも三箇月前に、会議の仮議事日程を前記の提案とともにすべての締約国に送付する。

- 3 事務総長は、この条の規定に従つて招集するいかなる会議にも、すべての締約国並びに国際連合及び専門機関のすべての加盟国を招請する。

第四十二条

- 1 いすれの締約国も、この条約に対する改正を提案することができる。改正案は、国際連合事務総長に送付されるものとし、事務総長は、これをすべての締約国に送付する。
- 2 1の規定に従つて送付された改正案は、事務総長によるその改正案の送付の日の後六箇月の期間内にいすれの締約国からも異議の申入れがないときは、承認されたものとする。
- 3 事務総長は、改正案に対する異議の申入れがあつたかどうかをできる限りすみやかにすべての締約国に通告するものとし、異議の申入れがなかつたときは、その改正は、2の六箇月の期間が満了した後三箇月すべての締約国について効力を生ずる。

第四十三条

国際連合事務総長は、次の事項をすべての国際連合加盟国及び国際連合会議に出席するよう招請された他のすべての国に通告する。

- (a) 第三十三条及び第三十四条の規定に従つて行なわれた署名、批准及び加入
- (b) 第三十五条の規定に従つてこの条約が効力を生ずる日
- (c) 第三十六条の規定に従つて行なわれた廢棄
- (d) 第三十七条の規定に基づくこの条約の失効
- (e) 第三十八条の規定に従つて受領した通告
- (f) 第四十二条の規定に基づく改正の効力発生

第四十四条

この条約の原本は、国際連合事務総長に寄託されるものとし、事務総長は、その認証原本をすべての国際連合加盟国及び国際連合会議に招請された他のすべての国に送付するものとする。

以上の証拠として、下名は、正當に委任を受け、この条約に署名した。

一千九百五十四年六月四日にニューヨークで、ひとしく正文である英語、フランス語及びスペイン語により本書一通を作成した。

国際連合事務総長は、中國語及びロシア語によるこの条約の公定訳文を作成し、これを第四十条の規定に従つて英語、フランス語及びスペイン語の本文の認証原本を諸国に送付する際に添附するよう要請される。

附屬書一

通関手帳

その大きさは、縦二十二センチメートル、横二十七センチメートルとする。

発給団体は、各証票にその名称を表示し、また、その団体が加盟している国際団体の名称のからら文字を加えるものとする。

表紙

国際団体名			
自動車及び被牽引車のための 通関手帳			
番号			
3 有効期間	【日付を赤インキで記入すること。】 まで一年間		
4 名義人が有効期間中訪れる国の関税関係法令に従うことを条件とする。			
5 発給団体			
6 名義人	【活字體で】		
7 通常の住所又は事務所の所在地	【活字體で】		
8 車両の登録国	登録番号		
9 この通関手帳は、次の国において使用することができる。 (国名表)			

車両に関する記載		有効期間の延長
7 内燃機関、電気機関若しくは蒸気機関を原動機とする自動車又は牽引引車	該当しない語を消すこと。	
8 種別(乗用自動車、乗合自動車、貨物自動車、牽引自動車、二輪の自動車(側車付きのもの又は側車付きてないもの)及び原動機付自転車)		
9 登録国 登録番号		
10 車台番号		
11 製作者		
12 番号		
13 原動機番号		
14 シリンダーの数		
15 馬力		
16 型式又は形状		
17 車体番号		
18 漆色		
19 車内装飾		
20 子備タイヤ		
21 ラジオ受信機(製作者名を記入すること。)		
22 その他の事項		
23		
24		
25		
26 車両の正味の重量(単位はキログラムとする。)		
27 車両の価額		
28 発給地 発給日 年月日		
29 名義人は、権限を与えられた団体で下名の国際団体に加盟しているものによりこの通関手帳が有効であるそれぞれの国において行なわれる保証の下に、有効期間内に車両を再輸出し、及び訪れる国における自動車の一時輸入に関する関税規則法令に従わなければならない。この通関手帳は、有効期間の満了後すみやかに、発給団体に返納されなければならない。		
30 名義人の署名 国際団体の事務局長の署名	発給団体の権限のある職員の署名	

1 控え		1 輸出証票		1 輸入証票	
1 業者		2 通關手帳番号		2 通關手帳番号	
2 輸入国		3 有効期限		3 有効期限	
3 この車両について記載した通關手帳		4 発給団体		4 発給団体	
4 番号		5 名義人		5 名義人	
5 輸入年月日		6 通常の仕事又は事務所の所在地	(楷字体で)	6 通常の仕事又は事務所の所在地	(楷字体で)
6 規則		7 内燃機関、電気機関若しくは蒸気機関を原動機とする自動車又は牽引引車	該当しない語を消すこと。		
7 種別(乗用自動車、乗合自動車、貨物自動車、牽引自動車、二輪の自動車(側車付きのもの又は側車付きてないもの)及び原動機付自転車)		8 車台番号	該当しない語を消すこと。		
8 車台番号		9 登録国 登録番号			
9 登録番号		10 製作者			
10 車台番号		11 番号			
11 番号		12 原動機番号			
12 原動機番号		13 シリンダーの数			
13 シリンダーの数		14 馬力			
14 馬力		15 型式又は形状			
15 型式又は形状		16 漆色			
16 漆色		17 車内装飾			
17 車内装飾		18 子備タイヤ			
18 子備タイヤ		19 ラジオ受信機(製作者名を記入すること。)			
19 ラジオ受信機(製作者名を記入すること。)		20 その他の事項			
20 その他の事項		21			
21		22			
22		23			
23		24			
24		25			
25		26 車両の正味の重量(単位はキログラムとする。)			
26 車両の正味の重量(単位はキログラムとする。)		27 車両の価額			
27 車両の価額		28 輸出年月日			
28 輸出年月日		29 規則			
29 規則		30 輸出証票の記録番号			
30 輸出証票の記録番号		31 規則のスタンプ			
31 規則のスタンプ		32 稽関職員の署名			
32 稽関職員の署名		33 記入先規則			
33 記入先規則		34 通關手帳の記録番号			
34 通關手帳の記録番号		35 規則のスタンプ			
35 規則のスタンプ		36 稽関職員の署名			
36 稽關職員の署名		37 注意事項(規則職員は、左の輸出証票の32及び34に記入しなければならない。)			

昭和三十九年五月二十六日　衆議院会議録第三十一号　道路交通に関する条約の締結について承認を求めるの件外一件

差込みページの裏側

私は、このページの裏側に掲げる事項が実在であり、かつ、正確であること、輸入国の領域外に通常居住していること、輸入国を一時的に訪れるものであること、自動車又は被牽引車の一時輸入に関する規制関係法令のすべての規定に従うこと及びこの通関手帳の有効期間内にこのページの裏側に掲げる自動車又は被牽引車を再輸出することを宣言する。

【名義人の署名】

表紙の三ページ及び四ページ

この通関手帳の発給機関から使用者への注意事項

附錄書三

二つ折一時輸入書類

二つ折一時輸入書類は、一当事国の国語で作成する。

その大きさは、縦二十四・五センチメートル、横十一センチメートルとする。

二つ折一時輸入書類は、次のものから成るものとし、その様式は、この附圖書に定めるとおりとする。

卷之三

(2) 檢認書がついている名義人の証票

二つ折一時輸入書類を使用する場合においては、輸入国の税関当局による一時輸入書類の審査

て使用されるものとする。

二つ折一時輸入書類は、車両の登録番の権限を与えられた団体が発給する。その控えは、登録番により保管され、切り取ることのできる標章は、車両の前面ガラスにはりつけられる。
証票は、名義人に交付されるものとし、名義人は、これを、正式に作成された検認書とともに、当該二つ折一時輸入書類の有効期間の満了の日から十五日以内に発給団体に返納しなければならない。

発給団体は、有効期間が満了した二つ折一時輸入書類で前月中に正規の手続に従つて返納されていないものの一覧表を自国の税關当局に提出し、その税關当局は、これを一時輸入を認めた國の税關当局に送付する。一時輸入を認めた國の保證團体は、自國の税關当局が要求する輸入税の納付について責任を負う。

一時輸入を認めた國の輸入地及び輸出地の税關當局は、車輛の前面ガラスにはりつけられた標章により、当該車輛が通關書類によつて担保されていることを直ちに知ることができ。必要なときは、通關書類の提示を要求することができる。

税証書

この税証書は、有効期間満了後十分以内に、名義人ににより交付される。団体に返却されねばならない。

私は、
への
一時輸入につき関税課税令に従うこと(用紙にて)
服することを含む。)及び
の輸送業者正規の手帳に従つて返却する
ことをここに約束する。

19...年...月...日

本旨は、

(注1) _____
名義人 _____
署名 _____

受給団体は、この書類の発給の対象となつてい
る車両に係ることのある輸入税の課税を限
度として上記の税金を保護する。

裏面に記載された車両が本日発送のため指示
されたことを証明する。(注2)

車両の所有者

署名及びスタンプ

住所

以上の証書として、本旨は、この税証書を発
給した。

本旨は、本日、前記の車両にばかりられた
標章を破棄した。

(スタンプ)
署名 _____

注1 税關職員、旅客、荷役業者、旅行業者、公認人、裁判所
職員、その他の公用車を使用する施設、オフィス用車
並びに開いたる駅舎、滑走路に於ける、船舶がある場合
に於ける、これに記載する。

- 1 有効期間の延長のためのスタンプは、この附屬書に定める様式に合致するものでなければならぬ。
- 2 このスタンプは、フランス語で記載するものとし、他の言語による記載を添えることができる。
- 3 有効期間の延長を申請する者及びその申請を処理する保証団体は、次の手続に従わなければならぬ。
 - (a) 通関手帳の名義人は、有効期間の延長を申請しなければならないと認めたときは、直ちにその通関手帳及び当該申請をしなければならない事情を述べた有効期間延長の申請書を保証団体に送付する。名義人は、また、申請書とともに、証拠として、診断書、自動車修理工場の証明書その他その延長の必要が不可抗力によるものであることを証明する書類を提出する。
 - (b) 保証団体は、その延長の申請を税關当局に提出して差しつかえないと認めたときは、通關手帳の表紙の所定の箇所に1に定めるスタンプを施す。
 - (c) 保証団体は、このスタンプの左側の欄に、申請された延長の期間の末日を数字及び文字で記入する。その欄には、その保証団体の長又は代表者が署名し、かつ、その保証団体のスタンプが施される。
 - (d) 延長の期間は、旅行を終了するために合理的に必要とされる期間をこえてはならず、原則として、当該通關手帳の有効期間の満了の日から三箇月を越えてはならない。
 - (e) 保証団体は、次に、当該通關手帳を自國の権限のある税關当局に送付する。保証団体は、その通關手帳の名義人が提出した申請書及び証拠書類をその通關手帳に添附する。
 - (f) 税關当局は、この延長を認めるかどうかを決定する。税關当局は、申請された延長の期間を短縮することができ、また、延長を認めないこともできる。延長が認められたときは、権限のある税關職員は、保証団体によつて当該通關手帳の表紙に施されたスタンプに一連番号(整理番号)、場所、日付及び自己の官職名を記入する。その税關職員は、次に、署名し、かつ、税關のスタンプを施す。
 - (g) 当該通關手帳は、次に、保証団体に返却され、保証団体は、これを名義人に返還する。

昭和三十九年五月二十六日

衆議院会議録第三十一号

道路交通に関する条約の締結について承認を求めるの件外一件

免責がされておらず、又は著しく損傷し、亡失し、若しくは盗まれた一時輸入書類の調整
のための証明書の様式

附屬書五

国名 _____	番号 _____
保証団体名 _____	_____ まで (数字及び文字で)
この通関手帳が有効であるすべての国について 有効期間が _____ (数字及び文字で)	
_____ まで延長される よう要請する。	
19 ____ 年 ____ 月 ____ 日 	19 ____ 年 ____ 月 ____ 日 
保証団体の長 又は代表者の 署名	税關職員の署 名及び官職名

下名の _____ 「日付は、略さずに記入すること」に 車両が、_____ 「国及び場所」において 提示されたので、検査の上、次の事項を確認したことを証明する。	
車両の種別 (乗用自動車、集合自動車その他) 登録番号 _____	
車台	製作者 _____
原動機	番号 _____
車体	製作者 _____
	番号 _____
	シリンドラーの数 _____
	馬力 _____
	型式又は形状 _____
	塗色 _____
	車内装飾 _____
	医療の数又は識載能力 _____
子備タイヤ	子備タイヤ _____
ラジオ受信機 (製作者名を記載すること)	ラジオ受信機 (製作者名を記載すること)
その他の事項 _____	その他の事項 _____
この検査は、上記の車両のために発給された次の一時輸入書類の提示 を受けて行なつたものである。 用いた方式 _____	
第一方式 _____ (通關手帳又は三つ折一時輸入書類の番号、発給日、 発給地及び発給団体) 第二方式 _____ いすれの一時輸入書類も提示されなかつた。	
作成地 _____	
作成年月日 _____	
署名 _____	
官職名 _____	

(この証明書は、一時輸入書類に関するはずであった國の領事官又は当該車両が検査を受ける國の公の機關 (税關、警察、市長、裁判所職員等) によって作成されなければならない。)

〔署名〕

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。建設委員長丹羽喬四郎君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔丹羽喬四郎君登壇〕

○丹羽喬四郎君 ただいま議題となりました国土開発総貢自動車道建設法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、国土開発総貢自動車道中、

東北、中国、九州及び北陸の各自動車道につきまして逐次調査を進めてまいりました結果、東北、中国及び北陸の各自動車道の予定路線は、国土開発総貢自動車道建設法の別表のとおりと

して、九州自動車道の予定路線につきましては、同法別表中、主たる経過地のうち、日田市附近を削ることといたしますとともに、すでに予定路線が定められております中央自動車道につきましても、静岡県安曇郡井川村附近を経過することなく、諫訪市附近を経過することがより適当と認められるに至りましたため、その予定路線の一部を変更しようとしていること等がおもなるものであります。

○議長(船田中君) 日程第四、東海道

新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法案を

(提出)

本案は、去る四月二十五日本委員会に付託、同月二十八日提案理由の説明を聽取いたしましたのであります。質疑の詳細にべきましては会議録に譲ることといたします。

かくて、五月十五日、討論を省略して直ちに採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

右、御報告申し上げます。(拍手)

右
内閣総理大臣 池田 勇人
昭和三十九年四月一日

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔趣旨〕

第一條 この法律は、東海道新幹線鉄道（東京都と大阪府とを連絡する日本国有鉄道の幹線鉄道であつて、その軌間が一・四三五メートルであるものをいう。以下同じ。）の列車がその主たる区間を二百キロメートル毎時以上の高速度で走行できることにかんがみ、その

列車の運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法案（内

日本第四 東海道新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行

為の処罰に関する特例法案（内

心線の両側について幅三メー

妨げる行為の処罰に関する特例法案を妨げる行為の処罰に関する特例法案を議題といたします。

第二条 東海道新幹線鉄道の用に供する自動列車制御設備、列車集中制御設備その他の運輸省令で定め

る列車の運行の安全を確保するための設備を損壊し、その他これら

の設備の機能をそなう行為をして直ちに採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

右、御報告申し上げます。(拍手)

右
内閣総理大臣 池田 勇人
昭和三十九年四月一日

2 前項の設備をみだりに操作した者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

3 第一項の設備を損傷し、その他同項の設備の機能をそなうおそれのある行為をした者は、五万円以下の罰金に処する。

4 附則
この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

5 金に処する。

この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

6 附則
この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

7 金に処する。

この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

8 金に処する。

この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

9 金に処する。

この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

10 金に処する。

この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

11 金に処する。

この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

12 金に処する。

トル以内の場所にあるものをい

う。次号において同じ。）上に置

き、又はこれに類する行為をし

た者

（列車に物件を投げる等の罪）

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。運輸委員会理事有田喜一君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔有田喜一君登壇〕

○有田喜一君 大だいま議題となりました東海道新幹線における列車運行の安全を妨げる行為の处罚に関する特例法案につきまして、運輸委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本法案は、東海道新幹線の列車が時速二百キロ以上の高速で走行することにかんがみ、その列車の運行の安全を妨げる行為の处罚に関する特例等を定めようとするものであります。その内容は、第一に、これらの運行保安設備を損壊し、その他機能をそごう行為をした者は五年以下の懲役または五万円以下の罰金に、これらの設備をみだりに操作した者は一年以下の懲役または五万円以下の罰金に、またこれらの設備を損傷し、その他の機能をそごうおそれのある行為をした者は五万円以下の罰金に処することとし、第二に、みだりに物件を線

路上に置き、またはこれに類する行為了した者、及び線路内にみだりに立ち入つた者は一年以下の懲役または五万円以下の罰金に、第三に、走行中の列車に向かつて物件を投げ、または発射した者は五万円以下の罰金に処することといたしております。

本案は、去る四月二日当委員会に付託され、同月三日政府より提案理由の説明を聴取し、自來、五月八日、十二日、十五日、十九日と四回にわたつて慎重審議が行なわれ、十九日質疑を終了いたしましたが、詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

かくて、二十二日、討論に入りましたところ、討論の申し出もなく、採決の結果、本法案は政府原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手) ○議長(船田中君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多數。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

農林漁業団体職員共済組合法の一 部を改正する法律案(内閣提出)

一部を改正する法律

○小沢辰男君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(船田中君) 小沢辰男君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

農林漁業団体職員共済組合法の一
部を改正する法律案を議題といたします。

第十五条第一項中「前条第一項各号の一に該当する者がこれに該当しない者となつたときは、そのなつた日」を削り、同条第二項第二号を次のように改め、同項第三号及び第四号を削る。

二 その他の職員でなくなつた(その職員でなくなつた日又はその翌日に再び職員となつた場合を除く。以下「退職した」という。)とき。

第十七条第一項中「十五年以上である者は、組合員の資格を喪失したときは」を「十五年以上である者が、組合員の資格を喪失した場合は」を「十五年以上である者が、組合員の資格を喪失したときは」に改め、同項第三項を第四項とし、同項の次に次の二項を加える。

7 前条第二項及び第三項の規定は、任意継続組合員の資格の取得及び喪失に適用する。

第十七条中第三項を第四項とし、同項の次に次の二項を加える。

5 前項の規定により任意継続組合員の資格を取得した者が、第五十一条第三項の規定により納付すべ

て、退職年金を受けるに必要な組合員期間を満たしていないときは、その者は」に改め、同条第二項中「その資格を喪失した日の前日の属する月の翌月からその申出をする日の属するまでの各月の掛金を添えて」を削り、同条第四項中「その日、第五号に掲げる事由に該当するに至ったときは納付済みの掛金に係る書を削り、同条第二項中「職員」を「職員」というに改め、同項ただし「者」に改める。

和三十三年法律第九十九号の一部を改正する。

第五号に掲げる事由に該当するに至ったときは納付済みの掛金に係る書を削り、同条第二項中「職員」を「組合員」に改め、同項第二号中「組合員であつた期間と任意継続組合員であつた期間とを合算した期間(次条第四項の規定により給付の基礎となるべき期間に算入されない期間を除く。)」を「組合員期間」に改め、同項第五号中「掛金を滞納」を「掛金(第五十六条第三項の規定により納付すべき掛金を除く。)」を「組合員期間」に改め、同項第六項中「滞納」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の二項を加える。

7 前条第二項及び第三項の規定は、任意継続組合員の資格の取得及び喪失に適用する。

右 国会に提出する。

昭和三十九年二月十五日

内閣総理大臣 池田 勇人

農林漁業団体職員共済組合法の一
部を改正する法律案

き掛金を同項の期限までに納付しないときは、第一項の規定による任意継続組合員とならなかつたものとみなす。

第十七条第二項の次に次の二項を加える。

組合は、第一項の申出を受理したときは、その旨を、遅滞なく、当該申出をした者に通知しなければならない。

第十八条の見出しを「(組合員期間)」に改め、同条第四項中「組合員」の下に「又は任意継続組合員」を、「同条第二項」の下に「(前条第七項において準用する場合を含む。)」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「組合員」の下に「又は任意継続組合員」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項と

し、同条第一項中「期間」を「期間の計算」に改め、「起算し、」を削り、「月をもつて終るものとする」を「月までの期間の年月数による」に改め、同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

この法律による給付の基礎となる組合員期間は、次項から第五項までの規定により計算した期間とする。

第十九条の次に次の二項を加える。

第十九条の二 給付を受ける権利は、その権利を有する者の請求に基づいて、組合が決定する。

第二十条第一項の表を次のように改める。

標準給与 の等級	標準給与 の月額	給与月額	
		月	年
第一級	六、〇〇〇円	六、五〇〇円未満	
第二級	七、〇〇〇円	七、五〇〇円未満	
第三級	八、〇〇〇円	八、五〇〇円以上	
第四級	九、〇〇〇円	九、五〇〇円以上	
第五級	一〇、〇〇〇円	一〇、五〇〇円以上	
第六級	一一、〇〇〇円	一一、五〇〇円以上	
第七級	一二、〇〇〇円	一二、五〇〇円以上	
第八級	一三、〇〇〇円	一三、五〇〇円以上	
第九級	一四、〇〇〇円	一四、五〇〇円未満	
第十級	一六、〇〇〇円	一五、〇〇〇円以上	
第十一級	一八、〇〇〇円	一七、〇〇〇円未満	
第十二級	二〇、〇〇〇円	一九、〇〇〇円未満	
二四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円以上	二二、〇〇〇円未満	
二四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円以上	二二、〇〇〇円未満	
二四、〇〇〇円以上	二五、〇〇〇円未満	二三、〇〇〇円以上	

第二十条第二項中「組合員である」を削り、「日、週その他月以外の一定期間ににより支給される給与については」を「日により支給される給与については」に改め、同条に次の二項を加える。

11 組合員の給与月額が、第三項若しくは第五項の規定によつて算定することが困難であるとき、又は第三項、第五項若しくは第七項の規定によつて算定するとすれば著しく不当であるときは、これらの規定にかかわらず、同様の業務に従事し、かつ、同様の給与を受けた他の職員の給与月額その他の事情を考慮して理事長が適正と認めて算定する額をこれららの規定による当該組合員の給与月額とする。

12 組合は、組合員の標準給与を定め、又は改定したときは、その旨を引き続き他の農林漁業団体等の職員となつた者については、その翌月に組合員の資格を取得し、又は同じ月に喪失した日の前日の属する月に組合員の資格を取得し、又は同じ月に組合員となつた者」を「引き続き他の農林漁業団体等の職員となつた者については、その翌月に組合員の資格を取得し、又は同じ月に組合員となつた者」を「引き

第十三級	二六、〇〇〇円	二五、〇〇〇円以上	二七、〇〇〇円未満
第十四級	二八、〇〇〇円	二七、〇〇〇円以上	二九、〇〇〇円未満
第十五級	三〇、〇〇〇円	二九、〇〇〇円以上	三一、五〇〇円未満
第十六級	三三、〇〇〇円	三一、五〇〇円以上	三四、五〇〇円未満
第十七級	三六、〇〇〇円	三四、五〇〇円以上	三七、五〇〇円未満
第十八級	三九、〇〇〇円	三七、五〇〇円以上	四〇、五〇〇円未満
第十九級	四二、〇〇〇円	四〇、五〇〇円以上	四三、五〇〇円未満
第二十級	四五、〇〇〇円	四三、五〇〇円以上	四六、五〇〇円未満
第二十一級	四八、〇〇〇円	四六、五〇〇円以上	四九、五〇〇円未満
第二十二級	五一、〇〇〇円	四五、五〇〇円以上	五三、〇〇〇円未満
第二十三級	五五、〇〇〇円	五三、〇〇〇円以上	五六、〇〇〇円未満
第二十四級	五九、〇〇〇円	五六、〇〇〇円以上	六一、〇〇〇円未満
第二十五級	六三、〇〇〇円	六一、〇〇〇円以上	六五、〇〇〇円未満
第二十六級	六七、〇〇〇円	六五、〇〇〇円以上	六九、〇〇〇円未満
第二十七級	七一、〇〇〇円	六九、〇〇〇円以上	七三、〇〇〇円未満
第二十八級	七五、〇〇〇円	七三、〇〇〇円以上	

員又は任意継続組合員の資格を喪失した日の前日の属する月から起算してその前組合員であつた期間(任意継続組合員であつた期間を含む)の年額は、平均標準給与の月額の十二倍に改め、同条第二項中「組合員であつた期間(任意継続組合員であつた期間を含む)の全期間」を「組合員期間」に、「六十分の二」を「三十六分の一に相当する額」とし、平均標準給与の年額は、平均標準給与の月額の十二倍に改め、同条第三項中「組合員であつた全期間」を「組合員期間」に、「五年」を「三年」に改め、「五年」を「三年」に改め、同条第三項を次のように改める。

第二十三条 年金である給付は、その給付事由が生じた日の属する月の翌月からその事由がなくなつた日の属する月までの分を支給する。

第二十四条 年金である給付は、その給付事由が生じた日の属する月の翌月からその事由がなくなつた日の属する月までの分の支給を停止する。ただし、これらの日が同じ月に属する場合には、支給を停止しない。

3 年金である給付の額を改定する事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月分からその改定した金額を支給する。

4 年金である給付は、毎年三月、六月、九月及び十二月の四期に、そ

「申書」を「組合員又は任意継続組合員」に改め、同項を同条第六項とする。

組合員期間が二十年未満である組合員のうち組合員であつた期間が一年以上である者が退職したとき、又は組合員期間が二十年未満

である任意組合員のうち任意
組合員であつた期間が一年以
上である者が任意資格喪失事由に

給する。ただし、次項の規定により計算した額がないときは、この限りでない。

第四項」を「前条第三項」に、「資格の喪失の日」を「事由が生じた日」に改め、同条第三項中「資格の喪失の日」

四項中「前条第四項」を「前条第三項」に改める。

「日の前日」を「当該退職一時金の給付事由が生じた日」に改め、「の前日」(第三十九条第四項の規定の適用を受ける者につては、同項の章等)を

金を受け取ることとなつた日〕を削り、同条第四項中「第三十七条の二第六項」を「第三十七条の二第五項」に、「支給に係る賃料の喪失が二回

じた」に改める。

第三十一号 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案

第一号中「前号に規定する資格の喪失があつた」を「退職一時金の給付事由が生じた後」に改め、同項の前日(第三十九条第四項の規定の適用を受ける者については、同項の障害年金を受けることとなつた日)を「前日(第三十九条第四項の規定の適用を受ける者については、同項の障害年金を受けることとなつた日)」に改め、同条第二項中「前日(第三十九条第四項の規定の適用を受ける者については、同項の障害年金を受けることとなつた日)」を「前日(第三十九条第四項の規定の適用を受ける者については、同項の障害年金を受けることとなつた日)」に改め、「第一号」を各号に「同号に該当するに至つた日、同項第二号には、その者の死亡に至るまで、障害年金を支給する。」

第三十九条を次のように改める。

(障害年金)

第三十九条 次の各号に掲げる者が当該各号の場合に該当するときは、その者の死亡に至るまで、障害年金を支給する。

一 農林漁業団体等の職務(以下「職務」という。)により病気により負傷した組合員その職務による病気又は負傷及びこれらにより生じた病氣(以下「職務上傷病」と総称する。)の結果として、退職した時に別表第一の上欄に掲げる程度の発疾の状態にあるとき、又は退職した時から五年以内に同欄に掲げる程度の発疾の状態になつた場合は、障害年金を支給する。

二 組合員又は任意継続組合員として引き続き一年以上経過した後に職務によらないで病気にかかり、又は負傷した者その病氣又は負傷及びこれらにより生じた病氣(以下「職務外傷病」と総称する。)の結果として、退職

した時若しくは任意継続組合員である間にその職務外傷病に係る障害給付の請求をした時に別表第一の上欄に掲げる程度の発疾の状態にあるとき、又は退職した時若しくは第十七条第六項の期間の経過後一月を経過するに至つた日の前日²を、その該するに至つた日²に改める。

第三十九条を次のように改める。

2 前項第一号又は第二号中「退職した時」とあり、「任意継続組合員である間にその職務外傷病に係る障害給付の請求をした時」とあり、「第十七条第六項の期間の経過後一月を経過するに至つた日の前日」とき。

した時若しくは任意継続組合員である間にその職務外傷病に係る障害給付の請求をしたとき又は当該事由に該当したときに当該傷病について労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第七十五条の規定による療養補償又は労働災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第十二条第一項第一号若しくは第三項の規定による療養補償若しくは療養の給付その他療養補償に相当する補償を受けている者にあつては、「当該傷病がなおつた時又は労働基準法第八十八条の規定による打切補償若しくはこれに相当する補償を受けた時」とし、これらのときに当該傷病について健康保険又はこれに相当する制度による療養の給付又は療養費の支給を受けている者でこれらの給付の支給開始後三年を経過

してないものにあつては、「療養の給付又は療養費の支給開始後三年を経過するまでの間になおつた時又はならないがその期間を経過した時」とする。

3 魔疾の状態になつた時又は請求の時が第一項第一号に規定する期間を経過した後であつても、組合が審査会の議に付することを適當と認め、かつ、審査会においてその魔疾が職務上傷病によることが顯著であると議決したときは、そのときから、障害年金を支給する。

第三十九条の次に次の一条を加え

第三十九条の二 前条第一項第一号の規定による障害年金（以下「職務による障害年金」という。）の年額は、老後の年金（年金）。

給与の年額に別表第二の中欄(1)に掲げる率を乗じて得た額(組合員期間が二千年をこえるときは、そのこえる年数一年につき半額標準

給与の年額の百分の一・五に相当する額を加算して得た額)とす
る。ただし、その額が同表の下欄
に掲げる金額より少ないとときは、

2 当該金額とし、その額が平均標準
給与の年額に相当する金額をこえ
るときは、当該金額とする。

障害年金」という。この年額は、廢疾の程度に応じ平均標準給与の年額に別表第二の中欄(四)に掲げる率を乗じて得た額(組合員期間が十年をこえるときは、その二十年に達するまでの期間についてはそのこえる年数一年につき平均標準給

与の年額の百分の一に相当する額を、二十年をこえる期間についてはそのこえる年数一年につき平均標準給与の年額の百分の一・五に相当する額を加算して得た額)とする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

第三十六条第三項の規定は、退職一時金又は障害一時金の支給を受けた者の障害年金の額を算定する場合に準用する。

第四十条中「当該廃疾による組合員の資格の喪失等があつた時から五年以内に」を「当該廃疾に係る病氣若しくは負傷があつた後最初に退職した時若しくは第十七条第六項第二号から第五号までに規定する事由に該当した時から五年を経過する日までに」、「その期間経過後一月内までに」を「その期間の経過後二月を経過する日までにその者の」に、「別表第二二」を「別表第一の上欄」に改め、同条に次の二項を加える。

2 第三十九条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により障害年金の額を改定する場合に準用する。

第四十一条を次のように改める。

(一)以上の廃疾がある場合の取扱い

第四十一条 組合員又は組合員であつた者について同時に二以上の廃疾があるときは、第三十九条第一項各号の病氣又は負傷によらないものを除き、職務による障害年金と職務によらない障害年金との別に応じ、これらの廃疾を併合した廃疾の程度を前三条に規定する廃疾の程度として、これらの規定を適用する。

2 組合員又は組合員であった者に
ついて、職務上傷病による廃疾と
職務外傷病による廃疾があると
きは、職務によらない障害年金に
ついては、次に定めるところによ
る。

一、当該年金の基礎となるべき廢
疾の程度は、職務上傷病によるものと
廃疾を職務外傷病によるものと
みなし、これらを併合した廃疾
の程度による。

二、当該年金の第三十九条の二第
二項の規定による額は、同項の
規定にかかるらず、職務上傷病
による廃疾を職務外傷病によるもの
とのみなし、これらを併合し
て算定した障害年金の額（当
該職務上傷病による廃疾の程度
が別表第二の上欄に掲げる廃疾
の程度に該当する場合には、當
該廃疾が職務外傷病によるもの
であるとしたならば当該廃疾に
ついて支給されるべき障害年金
の額を控除した額）とする。

三、前項の場合において、第三十九
条の二第三項において準用する第
三十六条第三項本文の規定による
控除は、職務によらない障害年金の額
の額から行ない、なお残額がある
場合に、職務による障害年金の額
から行なうものとする。

第四十二条第一項中「その組合員
となつた日の属する月から」を「そ
の者が組合員である間は、」に改め、
同条第二項中「、その者につき組合
員の資格の喪失等があつた」を「再
び退職した」に、「別表第二」を「別
表第二の上欄」に、「前の組合員で
あつた期間（任意継続組合員であつ

3 第三十九条第二項の規定は、前項の規定により障害年金の額を改定する場合に準用する。

4 第四十二条に次の三項を加える。

一 改定前の障害年金の額(改定障害年金の基礎となる疾患の程度が改定前の障害年金の基礎となつた疾患の程度より低い場合には、改定前の障害年金の基礎となる疾患の程度が改定障害年金の基礎となる疾患の程度に相当する程度であつたものとみなして算定した額とし、改定前の障害年金の額について第三十九条の二第一項ただし書(同条第二項後段において準用する場合を含む。)の規定の適用があつた場合には、その適用がないもののとした場合の額とする。以下のこの条において同じ。)

二 前後の組合員期間を合算した期間の年数から改定前の障害年金の基礎となつた組合員期間の年数(当該年数が二十年未満であるときは、二十年)を控除した年数一年につき再び退職した時の平均標準給与の年額の百分の一・五に相当する額

障害年金の額を改定した場合における第二項及び第三項の規定により、当該障害年金が職務によらない障害年金であるときのその改定額が、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に掲げる額より少ないとときは、当該各号に掲げる額をもつてその改定額とする。

一 前後の組合員期間を合算しない場合における、その改定前の障害年金の額と前後の組合員期間を合算した期間の年数が十年以上二十年以下である場合において、その改定額が、改定前の障害年金の額に当該合算した期間の年数から改定前の障害年金の基礎となつた組合員期間の年数（当該年数が十年未満であるときは、十年）を控除した年数一年につき再び退職した当時の平均標準給与の年額の百分の一に相当する額を加算して得た額より少ないとき。
二 前後の組合員期間を合算した期間の年数が十年以上二十年以下である場合において、その改定額が、改定前の障害年金の額に当該合算した期間の年数から改定前の障害年金の基礎となつた組合員期間の年数（当該年数が十年未満であるときは、十年）を控除した年数一年につき再び退職した当時の平均標準給与の年額の百分の一に相当する額を加算すべき額を、二十年をこえ、改定期間の年数が二十年未満である場合において、その改定額が、改定前の障害年金の額に当該合算した期間の年数のうち、二十年に達するまでの年数については前号の規定により加算すべき額を、二十年をこえる年数についてはその一年につき再び退職した当時の平均標準給与の年額の百分の一・五に相

害補償又は労働者災害補償保険法第十二条第一項第三号の規定によつて支給する障害補償費を支給する事由が生じたときは、その事由が生じた日の翌月から六年間、次の各号に掲げる者の区分により、その額のうち、その算定の基礎となつた平均標準給与の年額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に相当する額の支給を停止する。

一 別表第二の上欄の一級に該当する者 百分の三十九

二 別表第二の上欄の二級に該当する者 百分の二十二

三 別表第二の上欄の三級に該当する者 百分の十九

第四十四条第一項中「障害年金の支給を受ける程度」を別表第二の上欄に掲げる程度に改め、同条第二項を次のように改める。

2 組合員期間が二十年未満である者で障害年金を受ける権利を有するものが前項の規定により障害年金の支給を受けなくなり、又は死亡した場合(遺族年金を支給する場合を除く。)において、すでに支給を受けた障害年金の総額が、その者が退職した際又は任意資格喪失事由に該当した際に第三十八条第一項の規定を適用するものとし、該職務上傷病について労働基準法第七十七条の規定による障害補償費基礎となる同条第二項第一号に掲げる額(職務による障害年金で当該職務上傷病について労働基準法第一項第三号の規定による障害補償費の支給を受ける権利を有しない者に係るもの及び職務によら

において、同法に基づく給付を受けている組合員の厚生年金保険の被保険者であつた期間は、当該給付については、この限りでない。

附則第五条を次のように改める。

第五条 削除
別表第一を次のように改める。

別表第一

組合員又は任意継続組合員であつた期間	日	数
一年以上	二年未満	二〇日
二年以上	三年未満	四五日
三年以上	四年未満	七〇日
四年以上	五年未満	九五日
五年以上	六年未満	一二〇日
六年以上	七年未満	一四五日
七年以上	八年未満	一七〇日
八年以上	九年未満	一九五日
九年以上	一〇年未満	二三〇日
一〇年以上	一一年未満	二四五日
一一年以上	一二年未満	二七〇日
一二年以上	一三年未満	二九五日
一三年以上	一四年未満	三三〇日
一四年以上	一五年未満	三五〇日
一五年以上	一六年未満	三八〇日
一六年以上	一七年未満	四一〇日
一七年以上	一八年未満	四四五日
一八年以上	一九年未満	四八〇日
一九年以上	二〇年未満	五一五日

別表第二及び第三を次のように改める。

別表第二

級	一	二	三	支給率	最低保障額
度	一	二	三	(1)の (職務) (職務) (職務) (職務)	(2)の (職務) (職務) (職務) (職務)
一	一	二	三	○・八	四七、五二〇円
二	一	二	三	○・五	
三	一	二	三	○・五	

の
一眼の視力が0・02以下に減じ、か
つ、他眼の視力が0・06以下に減じ
たもの

両耳の聴力が、耳殻に接して大声によ
る話をしてもこれを解することができ
ない程度に減じたもの

四 五 六 七 八 九 一〇 一一 一二 一三 一四 一五		級	昭和又は言語の機能を廃したもの 脊柱の機能に高度の障害を残すもの 一上肢を腕関節以上で失つたもの 二下肢を足関節以上で失つたもの 一上肢を腕関節以上で失つたもの 二下肢の用を全く廃したもの 一上肢の用を全く廃したもの 一二両下肢のすべての足ゆびを失つたもの 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が高度の制限を受けるか、又は労働に高度の制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの 精神に、労働することを不能ならしめる程度の障害を残すもの 傷病がなおらないで、身体の機能又は精神に、労働が高度の制限を受けるか、又は労働に高度の制限を加えることを必要とする程度の障害を有するもの	○・六 ○・四 三五、五一〇円
三 四 五		一 二 三 四 五	両眼の視力が〇・一以下に減じたもの 両耳の聴力が四〇センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの 脊柱の機能に著しい障害を残すもの 一上肢の三大関節のうち、二関節の用	○・六 ○・四 三五、五一〇円

備考

一 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。

二 指を失つたものとは、おや指は指関節、その他の指は第一指関節以上を失つたものをいふ。

三 指の用を失したものは、指の末節の半分以上を失い、又は掌指関節若しくは第一指関節（おや指は第一指関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

四 足ゆびを失つたものとは、その全部を失つたものをいう。

五 足ゆびの用を失つたものは、第一趾は末節の半分以上、その他のゆびは末関節以上を失つたもの又は蹠趾関節若しくは第一趾関節（第一趾にあつては足趾関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

六 この表の一級の項第八号、二級の項第一四五号及び三級の項第一四四号に掲げる廃疾の程度は、厚生年金保険法別表第一の相当規定に基づいて厚生大臣が定めたものに限るものとする。

別表第三

番号	廃疾の状態
一	両眼の視力が〇・六以下に減じたもの
二	一眼の視力が〇・一以下に減じたもの
三	両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
四	両眼による視野が二分の一以上欠損したもの又は両眼の視野が一〇度以内のもの
五	両眼の調節機能及び輻輳機能に著しい障害を残すもの
六	一耳の聴力が、耳殻に接しなければ大声による話を解することができない程度に減したもの

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」といふ。）から施行する。ただし、次条第一項の規定は、公布の日から施行する。（標準給与に関する経過措置）

2

施行日前に旧法第二十条第五項又は第七項の規定により標準給与が定められ又は改定された組合員で前項の規定の適用を受けないものは、施行日に職員となつたものとみなし、新法第二十条の規定を適用してその標準給与を改定する。下旧法（といふ。）第二十条第三項の規定により標準給与を定める場合

備考 別表第二の備考一から五までに同じ。

合には、同条第一項の規定にかかわらず、改正後の農林漁業団体職員共済組合法（以下「新法」といふ。）第二十条第一項の規定の例による。

一 旧法組合員期間 旧法第十八条の規定の例により計算した施行日の前日の属する月以前の組合員であつた期間及び任意継続組合員であつた期間（旧法附則第四条前段の規定により組合員であつた期間とみなされる期間を含む。）をいう。

二 新法組合員期間 新法第十八条の規定の例により計算した施行日の前日の属する月の翌月以後の組合員期間をいう。

3 施行日の属する月の前月の標準給与の月額が五万二千円である組合員で前二項の規定によれば施行日の属する月の標準給与の月額が五万一千円となるものが、施行日から六十日以内に五万二千円を各月の標準給与の月額とすることを希望する旨を組合に申し出たときは、これらの規定にかかわらず、その者の施行日の属する月以後の各月の標準給与の月額は、新法の規定によりその者の標準給与の月額が五万一千円以外の標準給与の

咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの

鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの

脊柱の機能に障害を残すもの

一下肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの

一下肢を三センチメートル以上短縮したもの

長管状骨に著しい転位変形を残すもの

一上肢の二指以上を失つたもの

一上肢のひとさし指を失つたもの

一上肢の三指以上の用を失つたもの

ひとさし指をあわせ一上肢の二指の用を失つたもの

一上肢のひとさし指の用を失つたもの

一上肢の三指以上の用を失つたもの

ひとさし指をあわせ一上肢の二指の用を失つたもの

一上肢のひとさし指の用を失つたもの

二下肢の五趾の用を失つたもの

二下肢の第一趾又は他の四趾以上を失つたもの

三 更新組合員 施行日の前日に

組合員又は任意継続組合員であつた者で、施行日以後引き続き組合員又は任意継続組合員であるものをいう。

四 旧法の平均標準給与の年額

旧法第二十一条及び第二十二条の規定の例により算定した平均標準給与の月額(その算定の基礎となる期間のうちに旧法組合員期間があるときは、当該期間の各月における標準給与の月額)は旧法第二十条の規定の例によるものとして算定した額)の十二倍に相当する額(その額が六十二万四千円をこえるときは、六十二万四千円とする。)をいう。

五 新法の平均標準給与の年額

新法第二十一条の規定の例により算定した平均標準給与の年額(新法組合員期間が三年未満の者については、新法組合員期間の各月における標準給与の月額の合算額をその期間の総月数で除して得た額(一円未満の端数を生じたときは、これを一円に切り上げた額)の十二倍に相当する額とする。)をいう。

六 旧法の平均標準給与の年額

旧法の平均標準給与の年額の十二分の一に相当する額をい

七 新法の平均標準給与の年額

新法の平均標準給与の年額の十二分の一に相当する額をい

八 旧法の平均標準給与の年額

旧法の平均標準給与の年額の三十分の一に相当する額(一円

未満の端数を生じたときは、これを一円に切り上げた額。次号において同じ)をいう。

九 新法の平均標準給与の年額

新法の平均標準給与の月額の三十分の一に相当する額をい

(施行日前に給付事由が生じた給付の取扱い)

第五条 施行日前に給付事由が生じた旧法の規定による給付については、この附則に別段の規定があるもののが、なお従前の例による。

(更新組合員に係る退職年金の額にに関する一般的な経過措置)

第六条 更新組合員に係る新法第三十六条第二項に規定する退職年金の年額は、同項の規定にかかるわらず、次の各号に掲げる期間に応じ当該各号に掲げる額の合算額とする。ただし、その額が三万五千五百二十円より少ないとときは、三万五百二十円とし、その額が新法の平均標準給与の年額の百分の六十に相当する金額をこえるときは、当該金額(第一号の額が新法の平均標準給与の年額の百分の六十分の一に相当する額をい

る。旧法の平均標準給与の年額の十二分の一に相当する額をい

(新法組合員に係る退職年金の額にに関する一般的な経過措置)

第七条 旧法の規定による退職年金を受ける権利を有する更新組合員に係る退職年金の改定額は、前条の規定の例により算定した額を新法第三十六条第二項の規定による

があるときは、これを切り捨てた年数。以下この号において同じ)については一年につき新法の平均標準給与の年額の百分の二、二十年をこえる年数については一年につき新法の平均標準

給与の年額の百分の一・五に相

当する額

号に掲げる期間に一年未満の端数があるときは、これを切り捨て、同項第二号の期間に加算するものとする。

2 前項の場合において、同項第一号に掲げる期間に一年未満の端数があるときは、これを切り捨て、同項第二号の期間に加算するものとする。

3 新法附則第四条第一項の規定により組合員であつた期間とみなされる期間(以下「厚生年金保険期間」といふ。)を有する更新組合員に係る第一項第一号の額は、同号の規定にかかるわらず、同号の額に厚生年金保険期間を旧法組合員期間で除して得た割合を乗じて算定した額の百分の二十(組合の成立の日におけるその者の標準給与の月額が一万八千円をこえる場合にあつては、当該月額を一万元で除して得た割合を百分の八千円で除して得た割合を百分の二十に乘じて算出した比率。附則第十一条第二項において同じ。)に相当する額を控除した額とする。

(更新組合員で再退職するものに係る退職年金の額の改定に関する経過措置)

一 旧法組合員期間二十年に達するまでの年数については一年につき旧法の平均標準給与の年額の六十分の一、二十年をこえる

二 旧法組合員期間二十年に達するまでの年数については一年につき旧法の平均標準給与の年額の九十分の一に相当する額

三 前条第二項の規定は、前項各号の年数の計算に準用する。

4 第二項の規定による改定額が、新法の平均標準給与の年額の百分の六十に相当する金額をこえるときは、当該金額(第一号の額が新法の平均標準給与の年額の百分の六十分の一に相当する額をい

る。旧法の平均標準給与の年額の十二分の一に相当する額をい

(新法組合員に係る退職年金の額にに関する一般的な経過措置)

第七条 旧法の規定による退職年金を受ける権利を有する更新組合員に係る退職年金の改定額は、前条の規定の例により算定した額を新法第三十六条第二項の規定による

退職年金の年額は、同項の規定にかかるわらず、次の各号に掲げる期間に応じ当該各号に掲げる額の合算額とする。

(更新組合員に係る退職年金の額にに関する一般的な経過措置)

第八条 旧法組合員期間が六月以上が六月以上であり、かつ、当該期間とこれに引き続く新法組合員期間とを合算した期間が一年未満で

ある更新組合員に対する新法第三十七条の二第二項の規定の適用については、同項中「一年」とあるのは、「六月」とする。

2 前項の規定による改定額が、その者の旧法の規定による退職年金(以下この条において「従前の退職年金」という。)の額に次の各号に

間とこれに引き続く新法組合員期間とを合算した期間が一年未満で

ある更新組合員に対する新法第三十七条の二第二項の規定の適用については、同項中「一年」とあるのは、「六月」とする。

3 新法組合員期間(従前の退職年金の基礎となつた旧法組合員の年数を除く。)その年数一年に

つき再び退職した当時の旧法の平均標準給与の年額の九十分の一に相当する額

これを取り捨てた年数)一年に

つき再び退職した当時の新法の平均標準給与の年額の百分の

一・五に相当する額

前条第二項の規定は、前項各号の年数の計算に準用する。

4 第二項の規定による改定額が、新法の平均標準給与の年額の百分の六十に相当する金額(第一号の額が新法の平均標準給与の年額の百分の六十分の一に相当する額をい

る。旧法の平均標準給与の年額の十二分の一に相当する額をい

る。旧法の平均標準給与の年額の三十分の一に相当する額

新法の平均標準給与の年額の六十分の一、二十年をこえる

る。旧法の平均標準給与の年額の三十分の一に相当する額

新法の平均標準給与の年額の三十分の一に相当する額

第八条 旧法組合員期間が六月以上が六月以上であり、かつ、当該期間とこれに引き続く新法組合員期間とを合算した期間が一年未満である更新組合員に対する新法第三十七条の二第二項の規定の適用については、同項中「一年」とあるのは、「六月」とする。

2 前項の規定による改定額が、その者の旧法の規定による退職年金(以下この条において「従前の退職年金」という。)の額に次の各号に

間とこれに引き続く新法組合員期間とを合算した期間が一年未満で

ある更新組合員に対する新法第三十七条の二第二項の規定の適用については、同項中「一年」とあるのは、「六月」とする。

3 新法組合員期間(従前の退職年金の基礎となつた旧法組合員の年数を除く。)その年数一年に

つき再び退職した当時の新法の平均標準給与の年額の百分の

一・五に相当する額

前条第二項の規定は、前項各号の年数の計算に準用する。

4 第二項の規定による改定額が、新法の平均標準給与の年額の百分の六十に相当する金額(第一号の額が新法の平均標準給与の年額の百分の六十分の一に相当する額をい

る。旧法の平均標準給与の年額の十二分の一に相当する額をい

る。旧法の平均標準給与の年額の三十分の一に相当する額

新法の平均標準給与の年額の三十分の一に相当する額

第八条 旧法組合員期間が六月以上が六月以上であり、かつ、当該期間とこれに引き続く新法組合員期間とを合算した期間が一年未満である更新組合員に対する新法第三十七条の二第二項の規定の適用については、同項中「一年」とあるのは、「六月」とする。

2 前項の規定による改定額が、その者の旧法の規定による退職年金(以下この条において「従前の退職年金」という。)の額に次の各号に

間とこれに引き続く新法組合員期間とを合算した期間が一年未満で

ある更新組合員に対する新法第三十七条の二第二項の規定の適用については、同項中「一年」とあるのは、「六月」とする。

3 新法組合員期間(従前の退職年金の基礎となつた旧法組合員の年数を除く。)その年数一年に

つき再び退職した当時の新法の平均標準給与の年額の百分の

一・五に相当する額

前条第二項の規定は、前項各号の年数の計算に準用する。

4 第二項の規定による改定額が、新法の平均標準給与の年額の百分の六十に相当する金額(第一号の額が新法の平均標準給与の年額の百分の六十分の一に相当する額をい

る。旧法の平均標準給与の年額の十二分の一に相当する額をい

る。旧法の平均標準給与の年額の三十分の一に相当する額

新法の平均標準給与の年額の三十分の一に相当する額

(遺族年金の失権及び転給に関する経過措置)
第十七条 旧法の規定による遺族年金を受ける権利を有する者が從前までの例によるとすればその権利を失うこととなる場合において、新法第四十八条の規定を適用するとしたならばその権利を失わないときには、附則第五条の規定にかかるわらず、新法第四十八条の規定によつて組合員に係る遺族一時金の受給資格に関する経過措置する額とする。

たもの（更新組合員及び前号に掲げる者を除く。）
（政令への委任）
第二十一条 この附則に規定するもののほか、給付に関する規定の施行に関して必要な事項は、政令で定める。
（労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の一部改正）
第二十二条 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和三十五年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十四条 旧法組合員期間が六月以上一年未満の者又は旧法組合員期間が六月以上であり、かつ、当該期間とこれに引き続く新法組合員期間とを合算した期間が一年未満である更新組合員の通算対象期間を合算する場合には、前条の規定による改正後の通算年金通則規定にかかるわらず、当該旧法組合員期間又は合算した期間は、通算対象期間に算入する。

で数回にわたり審査を進め、その間、早大教授末高信君外二名の参考人から意見聴取を行なうなど、慎重審査の結果、五月二十六日、一切の質疑を終え、自民、社会、公明三党共同により、標準給与月額の見直し案が提出されました。この三の規定に基づき、赤城農林大臣は内閣の意見を聴取した後、採決にはては多数をもつて可決し、結局のこと

第十六条 **更新組合員に係る遺族年金の額に
に関する経過措置)**

四十六条第一項第一号の規定によ
る遺族年金の額のうち二十年をこ
える組合員期間について加算する
額は、同号の規定にかかわらず、
附則第十三条第一項各号の期間に
応じ当該各号に掲げる額の合算額
とする。

**2 更新組合員に係る新法第四十六
条第一項第三号の規定による遺族
年金の額は、同号の規定にかかわ
らず、附則第六条の規定の例によ**

第十九条 更新組合員が死亡した場合は、その遺族に対する新規会員の規定による遺族一時金の額は、同条第二項の規定にからず、附則第十一条の規定の例により算定した額と同額とする。

(再就職者に関する経過措置)

第二十条 附則第六条、第七条、第十三条、第十五条及び第十六条の規定は、次に掲げる者に準用する。

一 新規会員であつた者で、再び組合員となつたもの

二 旧法組合員期間を有する者

(通算年金通則法の一部改正)
第二十三条　通算年金通則法(昭和三十六年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

る組合員期間を二年以上とし、その額を組合員助間に応じ、平均標準給与を日額の最低二十日分、最高二百二十日分に引き上げること、第五に、年金遺族一時金の制度を廃止すること、その他、規定の整備及び所要の改正をなすとともに、経過規定を設けていたこと等を骨子としてあります。

本案は、二月十五日内閣から提出され、農林水産委員会におきましては、二月二十五日、政府から提案理由の説明を聴取した後、湯山更君外十一名署名提出、農林漁業団体職員共済組合法の全部を改正する法律案とともに一括議論

者においては、同項本文の規定により従前の障害年金の額の算定に控除することとされた額を控除した額(第二項)をこえるときは、第二項の額が従前の障害年金の額に同項第一号及び第三号に掲げる額を加算して得た額より少ないと、当該加算して得た額(第一項)をもつてその改定額とする。

第十八条 旧法組合員期間が六月以上であり、かつ、当該期間とこれに引き続ぐ新法組合員期間とを合算した期間が一年未満である更新組合員に対する新法第五十条第一項の規定の適用については、同項中「一年」とあるのは、「六月」とす
る。
(更新組合員に係る過誤一時金の額に関する経過措置)

附則第十五条规定中「又は農林漁業團体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）」を削り、「場合の下に又は農林漁業團体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）」の規定による職員による障害年金を受けることができる場合（同法第四十三条の規定により、当該年金の一部の支給を停止される場合を除く。）を、「必

農林漁業団体職員共済組合による理由
給付の内容を他の共済組合制度に準じて改善するとともに、この制度の円滑な運営を図るため規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

対象となる組合員期間を一年以上とし、職務による障害年金に手厚い給付を行なうとともに、障害一時金の支給を行なうことともに、遺族一時金の支給についても、職務によるものと、職務によらないものとに区分し、職務による遺族年金に手厚い給付を行なうとともに、遺族一時金の支給対象となる組合員期間を一年以上とし、その額を平均標準給与月額の十二ヶ月分に引き上げること、第四に、

第十八条 旧法組合員期間が六月以

附則第十五條第一項中「又は與

理

し、職務による障害年金に手厚い給付

昭和三十九年五月二十六日 衆議院会議録第三十二号 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案 大蔵省設置法の一部を改正する法律案

九五八

る、本案は多数をもつて修正議決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、新法の給付を旧

法組合員期間にも適用すること等、七項目にわたる附帯決議を付することに決しましたことを申し添えます。

〔参照〕

以上、報告を終わります。(拍手)

農林漁業団体職員共済組合法の一
部を改正する法律案に対する修正
案(委員会修正)

農林漁業団体職員共済組合法の一
部を改正する法律案の一部を次のよ
うに修正する。

第二十条第二項の表の改正規定中

第一十一級	四八、〇〇〇円
第十二級	五一、〇〇〇円
第十三級	五五、〇〇〇円
第十四級	五九、〇〇〇円
第十五級	六三、〇〇〇円
第十六級	六七、〇〇〇円
第十七級	七一、〇〇〇円
第十八級	七五、〇〇〇円

第一十一級	四八、〇〇〇円
第十二級	五二、〇〇〇円
第十三級	五六、〇〇〇円
第十四級	五四、〇〇〇円以上
第十五級	五八、〇〇〇円以上
第十六級	六二、〇〇〇円以上
第十七級	六四、〇〇〇円以上
第十八級	六八、〇〇〇円以上
第十九級	七二、〇〇〇円以上
第二十級	七六、〇〇〇円以上
第二十一級	七八、〇〇〇円以上
第二十二級	八〇、〇〇〇円以上
第二十三級	八五、〇〇〇円
第二十四級	九〇、〇〇〇円
第二十五級	九五、〇〇〇円
第二十六級	一〇〇、〇〇〇円
第二十七級	一〇五、〇〇〇円
第二十八級	一一〇、〇〇〇円
第二十九級	一〇七、五〇〇円以上
第三十級	一一〇、五〇〇円以上
第三十一級	一〇二、五〇〇円以上
第三十二級	一〇七、五〇〇円未満
第三十三級	一一〇、五〇〇円以上
第三十四級	一一〇、五〇〇円以上
第三十五級	一一〇、五〇〇円以上

第一十一級	四六、五〇〇円以上
第十二級	五四、〇〇〇円未満
第十三級	五〇、〇〇〇円以上
第十四級	五四、〇〇〇円未満
第十五級	五八、〇〇〇円未満
第十六級	六二、〇〇〇円未満
第十七級	六六、〇〇〇円未満
第十八級	七〇、〇〇〇円未満
第十九級	七四、〇〇〇円未満
第二十級	七八、〇〇〇円未満
第二十一級	七八、〇〇〇円未満
第二十二級	八二、五〇〇円以上
第二十三級	八七、五〇〇円以上
第二十四級	九二、五〇〇円未満
第二十五級	九七、五〇〇円未満
第二十六級	一〇二、五〇〇円未満
第二十七級	一〇七、五〇〇円未満
第二十八級	一一〇、五〇〇円以上
第二十九級	一一〇、五〇〇円以上
第三十級	一一〇、五〇〇円以上
第三十一級	一一〇、五〇〇円以上
第三十二級	一一〇、五〇〇円以上
第三十三級	一一〇、五〇〇円以上
第三十四級	一一〇、五〇〇円以上
第三十五級	一一〇、五〇〇円以上

第一十一級	四五、〇〇〇円以上
第十二級	五〇、〇〇〇円未満
第十三級	五四、〇〇〇円未満
第十四級	五八、〇〇〇円未満
第十五級	六二、〇〇〇円未満
第十六級	六六、〇〇〇円未満
第十七級	七〇、〇〇〇円未満
第十八級	七八、〇〇〇円未満
第十九級	七八、〇〇〇円未満
第二十級	七八、〇〇〇円未満
第二十一級	七八、〇〇〇円未満
第二十二級	八二、五〇〇円未満
第二十三級	八七、五〇〇円未満
第二十四級	九二、五〇〇円未満
第二十五級	九七、五〇〇円未満
第二十六級	一〇二、五〇〇円未満
第二十七級	一〇七、五〇〇円未満
第二十八級	一一〇、五〇〇円以上
第二十九級	一一〇、五〇〇円以上
第三十級	一一〇、五〇〇円以上
第三十一級	一一〇、五〇〇円以上
第三十二級	一一〇、五〇〇円以上
第三十三級	一一〇、五〇〇円以上
第三十四級	一一〇、五〇〇円以上
第三十五級	一一〇、五〇〇円以上

第一十一級	四五、〇〇〇円以上
第十二級	五〇、〇〇〇円未満
第十三級	五四、〇〇〇円未満
第十四級	五八、〇〇〇円未満
第十五級	六二、〇〇〇円未満
第十六級	六六、〇〇〇円未満
第十七級	七〇、〇〇〇円未満
第十八級	七八、〇〇〇円未満
第十九級	七八、〇〇〇円未満
第二十級	七八、〇〇〇円未満
第二十一級	七八、〇〇〇円未満
第二十二級	八二、五〇〇円未満
第二十三級	八七、五〇〇円未満
第二十四級	九二、五〇〇円未満
第二十五級	九七、五〇〇円未満
第二十六級	一〇二、五〇〇円未満
第二十七級	一〇七、五〇〇円未満
第二十八級	一一〇、五〇〇円以上
第二十九級	一一〇、五〇〇円以上
第三十級	一一〇、五〇〇円以上
第三十一級	一一〇、五〇〇円以上
第三十二級	一一〇、五〇〇円以上
第三十三級	一一〇、五〇〇円以上
第三十四級	一一〇、五〇〇円以上
第三十五級	一一〇、五〇〇円以上

第一十一級	四五、〇〇〇円以上
第十二級	五〇、〇〇〇円未満
第十三級	五四、〇〇〇円未満
第十四級	五八、〇〇〇円未満
第十五級	六二、〇〇〇円未満
第十六級	六六、〇〇〇円未満
第十七級	七〇、〇〇〇円未満
第十八級	七八、〇〇〇円未満
第十九級	七八、〇〇〇円未満
第二十級	七八、〇〇〇円未満
第二十一級	七八、〇〇〇円未満
第二十二級	八二、五〇〇円未満
第二十三級	八七、五〇〇円未満
第二十四級	九二、五〇〇円未満
第二十五級	九七、五〇〇円未満
第二十六級	一〇二、五〇〇円未満
第二十七級	一〇七、五〇〇円未満
第二十八級	一一〇、五〇〇円以上
第二十九級	一一〇、五〇〇円以上
第三十級	一一〇、五〇〇円以上
第三十一級	一一〇、五〇〇円以上
第三十二級	一一〇、五〇〇円以上
第三十三級	一一〇、五〇〇円以上
第三十四級	一一〇、五〇〇円以上
第三十五級	一一〇、五〇〇円以上

四六、五〇〇円以上
四九、五〇〇円以上
五三、〇〇〇円以上
五七、〇〇〇円以上
六一、〇〇〇円以上
六五、〇〇〇円未満
六九、〇〇〇円未満
七三、〇〇〇円以上

四九、五〇〇円未満
五三、〇〇〇円未満
五七、〇〇〇円未満
六一、〇〇〇円未満
六五、〇〇〇円未満
六九、〇〇〇円未満
七三、〇〇〇円未満

を

第一十一級
第一十二級
第一十三級
第一十四級
第一十五級
第一十六級
第一十七級
第一十八級
第一十九級
第二十級
第二十一級
第二十二級
第二十三級
第二十四級
第二十五級
第二十六級
第二十七級
第二十八級
第二十九級
第三十級
第三十一級
第三十二級
第三十三級
第三十四級
第三十五級

第三十六条第二項の改正規定、第三十七条に一項を加える改正規定及び第四十六条の改正規定
中「百分の六十」を「百分の七十」に改める。
第六十一条第二項の改正規定の次に次のように加える。
第六十二条第一号中「政令で定めるところにより算出した額を除く。以下との号において同
じ。」を削る。
附則第二条第三項を削る。

附則第六条第一項ただし書中「百分の六十」を「百分の七十」に改め、同条第三項を削る。
附則第七条第四項中「百分の六十」を「百分の七十」に改める。
附則第十一条第二項を削る。

案を議題といいます。

○議長(船田中君) 採決いたします。
本案の委員長の報告は修正であります。

す。本案を委員長報告のとおり決する
に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多數。よって、

大蔵省設置法の一部を改正する法
律案(内閣提出)

○小沢辰男君 議事日程追加の緊急動

議案(内閣提出)

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求
めます。内閣委員会理事内藤隆君。

報告書は会議録追録に掲載

○内藤隆君　ただいま議題となりました大蔵省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

が辻委員外二名より提出され、趣旨説明の後、討論もなく、直ちに採決の結果、本法案は全会一致をもって修正案のとおり修正議決すべきものと決定いたしました。

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり決しました。

第二章 役員等（第八条—第十一 条）
第三章 業務（第十七条—第十一 条）
第四章 財務及び会計（第十九 条—第二十六条）
第五章 監督（第二十七条—第二 十一条）

(定款)

- 第四条 研究所は、定款をもつて次の事項を規定しなければならぬ。
- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 役員に関する事項
- 五 業務及びその執行に関する事項
- 六 資産に関する事項

六 資産に関する事項
七 会計に関する事項
八 定款の変更に関する事項

を受けなければ、その効力を生じ

（登記）
ない。

第五条 研究所は、政令で定めると
ころにより、登記しなければなら

2 前項の規定により登記しなけれ
ない。

ばならない事項は、登記の後でな

ければ、これをもつて第三著に文抗することができない。

(名称の使用制限)

障研究所という名称を用いてはな
らない。

卷之三

議長（船田中君）起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり決しました。

社会保障研究所法案（内閣提出）

小沢辰男君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、社会保障研究所法案を議題となし、委員長動議で御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（船田中君） 小沢辰男君の動議を報告を求め、その審議を進められることを望みます。

社会保障研究所法案を議題といたしました。

国会に提出する。
右

社会保障研究所法案

昭和三十九年二月十八日

内閣總理大臣 船田 勇人

第二章 役員等（第八条・第十九条）

第三章 業務（第十七条・第十九条）

第四章 財務及び会計（第十九条・第二十条）

第五章 監督（第二十七条・第二十八条）

第六章 雜則（第二十九条・第二十条）

第七章 罰則（第三十一条・第二十五条）

附則

第一章 總則

（目的）

第一条 社会保障研究所は、社会保障に關する基礎的かつ総合的な調査研究を行ない、及びその成果を普及し、もつて国民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

（法人格）

第二条 社会保障研究所（以下「研究所」といふ。）は、法人とする。

（事務所）

第三条 研究所の事務所は、東京都に置く。

（定款）

第四条 研究所は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 役員に関する事項
- 五 業務及びその執行に関する事項
- 六 資産に関する事項
- 七 会計に関する事項
- 八 定款の変更に関する事項

2 定款の変更は、厚生大臣の認可を受けるなければ、その効力を生じしない。

（登記）

第五条 研究所は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に对抗することができない。

（名称の使用制限）

第六条 研究所でない者は、社会保障研究所という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第七条 民法(明治二十九年法律第

八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、研究所に準用する。

第二章 役員等

研究所に、役員として、所長一人、理事二人及び監事一人を置く。

第八条 研究所に、役員として、所長一人、理事二人及び監事一人を置く。

第九条 所長は、研究所を代表し、その業務を総理する。

第十条 理事は、定款で定めるところにより、所長を補佐して研究所の業務を掌理し、所長に事故があるときはその職務を代理し、所長が欠員のときはその職務を行なう。

第十二条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。
一 國務大臣、國會議員、地方公共団体の議員又は地方公團体の長
二 政府又は地方公共団体の職員(教育公務員で政令で定める者及び非常勤の者を除く。)
(役員の解任)

第十三条 厚生大臣又は所長は、それぞれの任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときには、その役員を解任しなければならない。

第十四条 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、所長を通じて厚生大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命)
第十一条 所長及び監事は、厚生大臣が任命する。

2 理事は、厚生大臣の認可を受け

て、所長が任命する。

第三章 役員等

四年とし、監事の任期は、二年とする。

2 役員は、再任されることができ

(役員の欠格要項)

第十二条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 國務大臣、國會議員、地方公團体の議員又は地方公團体の長

二 政府又は地方公共団体の職員(教育公務員で政令で定める者及び非常勤の者を除く。)
(役員の解任)

第十三条 厚生大臣又は所長は、それぞれの任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときには、その役員を解任しなければならない。

第十四条 監事は、研究所以及の監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、所長を通じて厚生大臣に意見を提出することができる。

(職員の任命)

第十五条 研究所と所長との利益が相反する事項については、所長は、代表権を有しない。この場合には、監事が研究所を代表する。

(職員の任命)

第十六条 研究所の職員は、所長が任命する。

第三章 業務

(業務)

第十七条 研究所は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

(事業年度)

第十八条 研究所は、委託に基づいて前条第一項各号に掲げる業務を行なうことができる。この場合においては、あらかじめ厚生大臣の認可を受けなければならない。

第四章 財務及び会計

(利益及び損失の処理)

第十九条 研究所の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十日に終わる。

(予算等の認可)

第二十条 研究所は、毎事業年度、経営上予算及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に、厚生大臣の認可を受けなければならない。こ

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 社会保障に関する情報及び資料を収集すること。

三 前各号に掲げる業務に係る成績を普及すること。

四 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するために必要な業務

五 研究所は、前項の規定により財務諸表を厚生大臣に提出するときには、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添附しなければならない。

六 研究所は、前項第四号に掲げる業務を行なうとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならぬ。

七 研究所は、前各号に掲げる業務を行なうことができる。この場合においては、あらかじめ厚生大臣の認可を受けなければならない。

八 研究所は、前各号に掲げる業務を行なうことができる。この場合においては、あらかじめ厚生大臣の認可を受けなければならない。

九 研究所は、前各号に掲げる業務を行なうことができる。この場合においては、あらかじめ厚生大臣の認可を受けなければならない。

十 研究所は、前各号に掲げる業務を行なうことができる。この場合においては、あらかじめ厚生大臣の認可を受けなければならない。

十一 研究所は、前各号に掲げる業務を行なうことができる。この場合においては、あらかじめ厚生大臣の認可を受けなければならない。

十二 研究所は、前各号に掲げる業務を行なうことができる。この場合においては、あらかじめ厚生大臣の認可を受けなければならない。

十三 研究所は、前各号に掲げる業務を行なうことができる。この場合においては、あらかじめ厚生大臣の認可を受けなければならない。

十四 研究所は、前各号に掲げる業務を行なうことができる。この場合においては、あらかじめ厚生大臣の認可を受けなければならない。

十五 研究所は、前各号に掲げる業務を行なうことができる。この場合においては、あらかじめ厚生大臣の認可を受けなければならない。

十六 研究所は、前各号に掲げる業務を行なうことができる。この場合においては、あらかじめ厚生大臣の認可を受けなければならない。

十七 研究所は、前各号に掲げる業務を行なうことができる。この場合においては、あらかじめ厚生大臣の認可を受けなければならない。

十八 研究所は、前各号に掲げる業務を行なうことができる。この場合においては、あらかじめ厚生大臣の認可を受けなければならない。

十九 研究所は、前各号に掲げる業務を行なうことができる。この場合においては、あらかじめ厚生大臣の認可を受けなければならない。

二十 研究所は、前各号に掲げる業務を行なうことができる。この場合においては、あらかじめ厚生大臣の認可を受けなければならない。

二十一 研究所は、前各号に掲げる業務を行なうことができる。この場合においては、あらかじめ厚生大臣の認可を受けなければならない。

二十二 研究所は、前各号に掲げる業務を行なうことができる。この場合においては、あらかじめ厚生大臣の認可を受けなければならない。

二十三 研究所は、前各号に掲げる業務を行なうことができる。この場合においては、あらかじめ厚生大臣の認可を受けなければならない。

二十四 研究所は、前各号に掲げる業務を行なうことができる。この場合においては、あらかじめ厚生大臣の認可を受けなければならない。

二十五 研究所は、前各号に掲げる業務を行なうことができる。この場合においては、あらかじめ厚生大臣の認可を受けなければならない。

二十六 研究所は、前各号に掲げる業務を行なうことができる。この場合においては、あらかじめ厚生大臣の認可を受けなければならない。

二十七 研究所は、前各号に掲げる業務を行なうことができる。この場合においては、あらかじめ厚生大臣の認可を受けなければならない。

二十八 研究所は、前各号に掲げる業務を行なうことができる。この場合においては、あらかじめ厚生大臣の認可を受けなければならない。

二十九 研究所は、前各号に掲げる業務を行なうことができる。この場合においては、あらかじめ厚生大臣の認可を受けなければならない。

三十 研究所は、前各号に掲げる業務を行なうことができる。この場合においては、あらかじめ厚生大臣の認可を受けなければならない。

三十一 研究所は、前各号に掲げる業務を行なうことができる。この場合においては、あらかじめ厚生大臣の認可を受けなければならない。

三十二 研究所は、前各号に掲げる業務を行なうことができる。この場合においては、あらかじめ厚生大臣の認可を受けなければならない。

一 社会保障に関する基礎的かつ総合的な調査研究を行なうこと。

(財務諸表)

第二十一条 研究所は、毎事業年度、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後二月以内に厚生大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

二 社会保障に関する情報及び資料を収集すること。

三 前各号に掲げる業務に係る成績を普及すること。

四 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するために必要な業務

五 研究所は、前項の規定により財務諸表を厚生大臣に提出するときには、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添附しなければならない。

六 研究所は、前各号に掲げる業務を行なうとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

七 研究所は、前各号に掲げる業務を行なうとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

八 研究所は、前各号に掲げる業務を行なうとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

九 研究所は、前各号に掲げる業務を行なうとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

十 研究所は、前各号に掲げる業務を行なうとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

十一 研究所は、前各号に掲げる業務を行なうとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

十二 研究所は、前各号に掲げる業務を行なうとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

十三 研究所は、前各号に掲げる業務を行なうとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

十四 研究所は、前各号に掲げる業務を行なうとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

十五 研究所は、前各号に掲げる業務を行なうとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

十六 研究所は、前各号に掲げる業務を行なうとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

十七 研究所は、前各号に掲げる業務を行なうとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

十八 研究所は、前各号に掲げる業務を行なうとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

十九 研究所は、前各号に掲げる業務を行なうとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

二十 研究所は、前各号に掲げる業務を行なうとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

二十一 研究所は、前各号に掲げる業務を行なうとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

二十二 研究所は、前各号に掲げる業務を行なうとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

二十三 研究所は、前各号に掲げる業務を行なうとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

二十四 研究所は、前各号に掲げる業務を行なうとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

二十五 研究所は、前各号に掲げる業務を行なうとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

二十六 研究所は、前各号に掲げる業務を行なうとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

二十七 研究所は、前各号に掲げる業務を行なうとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

二十八 研究所は、前各号に掲げる業務を行なうとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

二十九 研究所は、前各号に掲げる業務を行なうとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

三十 研究所は、前各号に掲げる業務を行なうとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

三十一 研究所は、前各号に掲げる業務を行なうとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

れを変更しようとするときも、同様とする。

第七条 民法(明治二十九年法律第

八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、研究所に準用する。

第二章 役員等

研究所に、役員として、所長一人、理事二人及び監事一人を置く。

第八条 研究所に、役員として、所長一人、理事二人及び監事一人を置く。

第九条 所長は、研究所を代表し、その業務を総理する。

第十条 理事は、定款で定めるところにより、所長を補佐して研究所の業務を掌理し、所長に事故があるときはその職務を代理し、所長が欠員のときはその職務を行なう。

第十二条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 國務大臣、國會議員、地方公共団体の議員又は地方公團体の長

二 政府又は地方公共団体の職員(教育公務員で政令で定める者及び非常勤の者を除く。)
(役員の解任)

第十三条 厚生大臣又は所長は、それぞれの任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

第十四条 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、所長を通じて厚生大臣に意見を提出することができる。

(職員の任命)

第十五条 研究所と所長との利益が相反する事項については、所長は、代表権を有しない。この場合には、監事が研究所を代表する。

(職員の任命)

第十六条 研究所の職員は、所長が任命する。

第三章 業務

(業務)

第十七条 研究所は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

(事業年度)

第十八条 研究所は、毎事業年度、経営上予算及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に、厚生大臣の認可を受けなければならない。この

認可を受けなければならない。

第十九条 研究所は、毎事業年度、翌年三月三十日に終わる。

(予算等の認可)

第二十条 研究所は、毎事業年度、事業年度の開始前に、厚生大臣の認可を受けなければならない。

第二十一条 研究所は、毎事業年度、事業年度の開始前に、厚生大臣の認可を受けなければならない。

第二十二条 研究所は、毎事業年度、事業年度の開始前に、厚生大臣の認可を受けなければならない。

第二十三条 研究所は、毎事業年度、事業年度の開始前に、厚生大臣の認可を受けなければならない。

第二十四条 研究所は、毎事業年度、事業年度の開始前に、厚生大臣の認可を受けなければならない。

第二十五条 研究所は、毎事業年度、事業年度の開始前に、厚生大臣の認可を受けなければならない。

昭和三十九年五月二十六日 来議院会議録第三十一号 社会保障研究所法案

- 2 設立委員は、定款を作成して、厚生大臣の認可を受けなければならぬ。
- 3 厚生大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ大蔵大臣に協議しなければならない。
- 4 設立委員は、第二項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事務を前条第一項の規定により指名された所長となるべき者に引き継がなければならない。

- 第四条 附則第二条第一項の規定により指名された所長となるべき者は、前条第四項の事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をなすなければならない。
- (経過規定)
- 第六条 この法律の施行の際現に社会保障研究所といふ名称を使用している者は、この法律施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。
- 2 第六条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者は、適用しない。
- 第八条 研究所の最初の事業年度予算及び事業計画については、第十二条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「研究所の成立後遅滞なく」とする。

- (登録税法の一部改正)
- 第九条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のよう改正する。
- 第十九条第七号中「国民生活研究所」の下に「、社会保障研究所」を、「国民生活研究所法」の下に「、社会保障研究所法」を加える。
- (所得税法の一部改正)
- 第十条 所得税法(昭和二十一年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
- 第六条 この法律の施行の際現に社会保障研究所といふ名称を使用している者は、この法律施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。
- (法人税法の一改正)
- 第六条 第十号中「国民生

- 活研究所」の下に「、社会保障研究所」を加える。
- 第三条第一項第十号中「国民生

- 活研究所」の下に「、社会保障研究所」を加える。
- 理由
- 社会保障に関する基礎的かつ総合的な調査研究を行ない、及びその成果を普及することにより国民の福祉の向上に寄与するため、社会保障研究所を設立する必要がある。これ
- が、この法律案を提出する理由である。
- 第五条第一項第六号中「国民生活研究所」の下に「、社会保障研究所」を加える。
- (厚生省設置法の一部改正)
- 第十二条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第二百五十一号)の一部を次のように改正する。
- 第五条第十三号の次に次の二号を加える。
- 十三の二 社会保障研究所を監督すること。
- 第十八条第一項第十二号の次に次の二号を加える。
- 十二の二 社会保障研究所に関すること。
- (地方税法の一部改正)
- 第十三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
- 第七十二条の五第一項第六号中「国民生活研究所」の下に「、社会保障研究所」を加える。
- 第六条 第十号中「国民生

- 活研究所」の下に「、社会保障研究所」を加える。
- 本案は、かような觀点から、特殊法人としての社会保障研究所を設立し、社会保険に関する海外の資料を求め、先進諸国実情を把握するとともに、
- 経済、社会、法制等広く関係専門学者の力を結集し、社会保障の総合的な検討を行なおうとするものであります。
- 以下、本案のおもなる内容について申し上げますと、第一に、社会保障研究所を法人とし、他の特殊法人の例にならない、定款、登記等について規定すること、第二に、研究所の役員は、所長一人、理事一人及び監事一人を置き、所長及び監事は厚生大臣が任命し、理事は厚生大臣の認可を受けて所長が任命すること、第三に、研究所は、その目的を達成するため、社会保障に関する基礎的かつ総合的な調査研究、情報及び資料の収集、成果の普及に結果を御報告申上げます。
- わが国の社会保障制度は、経済の高度成長、国民生活の向上に対応して、近年かなりの整備拡充が行なわれ、制度的には一応国民皆保険、皆年金の体制が確立いたしております。ですが、その内容をしさいに検討いたしますとき、各種制度間に著しいアンバランスが認められ、今後、西欧先進国水準への到達を目指すためには、基礎的かつ総合的な調査研究機関の設立が要請されるところであります。
- 本案は、去る二月十八日本委員会に付託となり、本日の委員会において、質疑を終了いたしましたところ、監事の権限に関する規定について、自由民主党、日本社会党、民主社会党の三党共同の修正案が提出せられ、井村重雄君より趣旨の説明を聴取した後、採決の結果、本案は修正議決すべきものと議決いたしました次第であります。

一月現在の締約国は七十箇国である。

本条約は、国際道路交通の発達及び安全を促進するため統一規則を定めたもので、(一)締約国は期間一年を限度としてその領域内にとどまつて自家用自動車、被牽引車又は運転者にこの条約に定める利益を与えること。(二)締約国は、国際交通を認められる自動車の輸入につき輸入税の支払を保証する担保の提供を要求することができる。ただし、当該自動車について有効な国際通関書類を発給した国際団体に加盟している国内団体の保証をもつてこれに代えることができる。(三)締約国は、この規則の遵守のため適切な国内措置を執ること。但し本条約の利益を享受するためには、自動車は締約国又はその下部機構により法令で定める方法で登録されなければならぬこと。また、権限のある当局又は正當に権限を与えられた団体

は自動車の登記証書を発給すること。(四)締約国は、自國の領域への入国を許された運転者で他の締約国若しくは権限のある当局又は正當に権限を与えられた団体から発給を受けた有効な運転免許証を持するものに対しては、新たな試験を受けることなく自國の道路において運転することを認めること等を規定している。

なお、本条約はすべての国際連合加盟国並びに前記の国際連合会議に招請されたすべての国による署名のため、一九四九年十二月三十一日まで開放され、五番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日から三十日日の日に効力を生ずることになつており、前記の批准書又は加入書の寄託の日の後にこの条約を批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日から三十日日の日に効力を生ずることになつている。

本条約を締結することは、道路交通の分野における国際協力の見地から望ましいのみならず、観光に関する政策を推進するためにも大なる利益があると考えられるので、必要かつ妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。
昭和三十九年五月十五日
外務委員長 白井 莊一
衆議院議長船田中殿

自家用自動車の一時輸入に関する通關書類の締結について承認を求めるの件(參議院送付)に関する報告書

よつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由
本条約を締結することは、道路連合に於ける国際協力の見地から望ましいのみならず、観光連本部において開催された自家用自動車並びに観光旅行のための一時輸入に関する通關手続に関する結果、国際連合経済社会理事会の決議に基づき、一九五四年五月国連本部において開催された自家用自動車並びに観光旅行のための一時輸入書類を発給する権限を与えること。(二)各締約国は、国際団体に加盟している国内団体に対する

一 本件の要旨及び目的
国際連合は、一九五二年に発効している道路交通に関する条約を補完する目的をもつて歐州經濟委員会に觀光旅行の通關手続に関する国際条約案を検討せしめ、その結果、国際連合経済社会理事会の決議に基づき、一九五四年五月国連本部において開催された自家用自動車並びに観光旅行のための一時輸入に関する通關手続に関する結果、本条約が採択され、一九五七年十二月十五日に効力を生じている。本条約は、すべての国際連合加盟国並びに前記の国際連合会議に招請されたすべての国による署名のため、一九五四年十二月三十一日まで開放され、わが国は同年十二月十五日に効力を生じて、自動車を認めた國の國庫への無償引渡し等の措置が執られれば再輸出を要求されないものとする。四税關當局が、一時輸入書類に関する部分について、再輸出するこ

と及びこの条約に定める他の条件に従うことを条件として輸入税の徵收並びに輸入禁止及び輸入制限の適用を受けない一時輸入を認めること。(二)各締約国は、国際団体に加盟している国内団体に対する

の部分について、再輸出するこ

通告しなかつた場合には、税関当局は、輸入税の納付を保証團体に要求する権利を有しないこと等を規定している。

なお、本条約は、十五番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日から九十日目の

日に効力を生ずることになつており、前記の批准書又は加入書の寄託の日の後に批准し又は加入する

國の觀光に関する政策を推進するためにも大なる利益があると考えられるので、必要かつ妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十九年五月十五日

外務委員長 白井 莊一

衆議院議長船田中殿

國土開発総貫自動車道建設法の別表のとおりとする。

3 九州自動車道の予定路線は、國土開発総貫自動車道建設法の別表の主たる経過地のうち、「日田市附近」を削り、別表のとおりとする。

4 國土開発総貫自動車道中央自動車道の予定路線を定める法律(昭和三十五年法律第二百二十八号)は、廃止するものとする。

5 その他、所要の規定の整備を行なうものとする。

4 列車の運行の妨害となるような方法で、みだりに、物件を東海道新幹線鉄道の線路に置き、及びその線路内にみだりに立ち入つた者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処すること。

5 東海道新幹線鉄道の走行中の列車に向かつて物件を投げ、又は発射した者は、五万円以下の罰金に処すること。

ち、「静岡県安倍郡井川村附近」を「諫訪市附近」に改める。

昭和三十九年五月十五日
建設委員長 丹羽高四郎

役又は五万円以下の罰金に処することとすること。

2 前項の設備をみだりに操作した者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処することとすること。

3 第一項の設備を損傷し、その他同項の設備の機能をそよなうおそれのある行為をした者は、五万円以下の罰金に処すること。

4 列車の運行の妨害となるような方法で、みだりに、物件を東海道新幹線鉄道の線路に置き、及びその線路内にみだりに立ち入つた者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処すること。

5 東海道新幹線鉄道の走行中の列車に向かつて物件を投げ、又は発射した者は、五万円以下の罰金に処すること。

二 本件の議決理由
本条約を締結することは、自家用自動車による国際旅行の発展に資することとなつて国際親善の見地から望ましいのみならず、わが

1 中央自動車道の予定路線につくものと議決した次第である。

一 議案の要旨及び目的
一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

1 東海道新幹線鉄道の用に供する自動列車制御装置、列車集中制御設備その他の運輸省令で定める列車の運行の安全を確保するための設備を損壊し、その他これら設備の機能をそよなう行為をした者は、五年以下の懲役又は罰金に処すること。

2 本件の議決理由
本条約を締結することは、自家用自動車による国際旅行の発展に資することとなつて国際親善の見地から望ましいのみならず、わが

1 中央自動車道の予定路線につくものと議決した次第である。

一 議案の要旨及び目的
一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

1 東海道新幹線鉄道の用に供する自動列車制御装置、列車集中制御設備その他の運輸省令で定める列車の運行の安全を確保するための設備を損壊し、その他これら設備の機能をそよなう行為をした者は、五年以下の懲役又は罰金に処すること。

2 本件の議決理由
本条約を締結することは、自家用自動車による国際旅行の発展に資することとなつて国際親善の見地から望ましいのみならず、わが

二 議案の可決理由

本案は、東海道新幹線鉄道における列車運行の安全の確保を図るため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十九年五月二十二日

運輸委員長 川野 芳浦

衆議院議長船田中殿

昭和三十九年五月二十六日 衆議院会議録第三十一号

明治二十五年三月三十日第三種郵便物認可

定価 一部十五円
(ただし良質紙は二十円
(配送料とも)

17

大藏省印刷局 東京地番二時三刻

官 六一
九九六四
九九六四
三二一
代代代代
課

九七〇